

# 平成30年11月定例県議会の概要



# 目 次

## 1 平成30年11月定例県議会提出議案の概要

- ・議第95号 平成30年度奈良県一般会計補正予算（第3号）・・・・・・・・・・ 8  
（教育委員会にかかるもののみ）
- ・議第102号 奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 14

## 2 平成30年11月定例県議会代表・一般質問（H30.12.5～12.10）の概要

月 日	代表・一般 の 別	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	答 弁 者	頁
12月5日	代表質問	小泉議員 (自民党奈良)	県立高等学校の耐震化について	教 育 長	18
			不登校について	教 育 長	19
		阪口議員 (創生奈良)	奈良高等学校の耐震化について (1) 城内学舎の安全性について	教 育 長	20
			奈良高等学校の耐震化について (2) 城内学舎への移転時期について	教 育 長	20
12月6日	代表質問	小林議員 (日本共産党)	県立高等学校適正化実施計画と奈良高校の耐震化について (1) 奈良高校の改築費用の確保について	教 育 長	22
			県立高等学校適正化実施計画と奈良高校の耐震化について (2) 城内学舎の安全性の確保について	教 育 長	23
		藤野議員 (国民民主党)	学校における働き方改革について	教 育 長	24
			新学習指導要領に対する取り組みについて	教 育 長	25
		大国議員 (公明党)	公共的な施設における「奈良の木」を活用した木造・木質化の推進について (2) 図書館等学校施設における木材利用の状況と今後の利用促進に向けた取組について	教 育 長	26
			学校教育における心のバリアフリーの取り組みについて	教 育 長	27

平成30年11月定例県議会代表・一般質問 ～続き～

月 日	代表・一般 の 別	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	答 弁 者	頁
12月6日	代表質問	大国議員 (公明党)	県立高校の耐震整備について (1) 県立高校の未耐震建物の今後の対策について	教 育 長	27
			県立高校の耐震整備について (2) 校舎間の移動手段について	教 育 長	28
			県立高校の耐震整備について (3) 奈良高校の体育館の代替施設について	教 育 長	29
12月7日	一般質問	川口議員 (自民党絆)	学校給食を活用した食育や地産地消の推進について	教 育 長	30
		今井議員 (日本共産党)	県立高校適正化実施計画について	教 育 長	31
			県立高校の耐震化問題について (1) 耐震化の予算について	教 育 長	33
			県立高校の耐震化問題について (2) 平城高校の存続について	教 育 長	33
		宮堂遺跡の一般公開について【要望】	—	34	
秋本議員 (自民党奈良)	県立公立学校の空調設備の実施状況について	教 育 長	34		
12月10日	一般質問	川田議員 (無所属)	奈良県教育委員会における「報道しているからもう十分」の委員発言について	教 育 長	35
			奈良高校の耐震問題について	教 育 長	36
			設置条例の改正について	教 育 長	39
			県立高等学校適正化実施計画におけるパブリックコメントの実施について	教 育 長	40
			県立大学付属高等学校について	教 育 長	41
			適正化実施計画の瑕疵について	教 育 長	42
		新谷議員 (自由民主党)	女性が活躍できる社会の実現に向けた取組について	教 育 長	42
		田中議員 (自由民主党)	学校におけるICTを活用した教育について	教 育 長	43

3 文教くらし委員会（期中委員会）の質問概要（H30.12.12）

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
12月12日	川田議員 (無所属)	奈良県立奈良高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について	—	46
	藤野委員 (国民民主党)	奈良県立奈良高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について	川 田 議 員	46
	阪口委員長 (創生奈良)	奈良県立奈良高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について	川 田 議 員	48
	岡委員 (公明党)	奈良県立奈良高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について	川 田 議 員	49
	宮本委員 (日本共産党)	奈良県立奈良高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について	川 田 議 員	49
	川田議員 (無所属)	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について	—	50
	岡委員 (公明党)	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について	川 田 議 員	51
	中川委員 (日本維新の会)	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について	川 田 議 員	51
	岡委員 (公明党)	奈良県立奈良高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について	教 育 長 教 育 次 長 学 校 支 援 課 長	51
	藤野委員 (国民民主党)	奈良県立奈良高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について	学 校 支 援 課 長	53

文教くらし委員会（期中委員会） ～続き～

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
1 2 月 1 2 日	中川委員 (日本維新の会)	奈良県立奈良高等学校の建物について、 地震による影響から生徒や教職員等の 関係者の生命及び身体を守るために万 全を期すことを求める請願について	学 校 支 援 課 長	5 3
	宮本委員 (日本共産党)	奈良県立奈良高等学校の建物について、 地震による影響から生徒や教職員等の 関係者の生命及び身体を守るために万 全を期すことを求める請願について	教 育 長	5 4
	藤野委員 (国民民主党)	奈良県教育委員会において請願の審議 を直ちに行うことなどを求める請願に ついて	教 育 長 長 教 育 次 長	5 5
	中川委員 (日本維新の会)	奈良県教育委員会において請願の審議 を直ちに行うことなどを求める請願に ついて	教 育 次 長	5 6
	宮本委員 (日本共産党)	奈良県教育委員会において請願の審議 を直ちに行うことなどを求める請願に ついて	教 育 長 長 教 育 次 長	5 7
	岡委員 (公明党)	奈良県教育委員会において請願の審議 を直ちに行うことなどを求める請願に ついて	教 育 長 長 教 育 次 長	5 7
	中川委員 (日本維新の会)	奈良県教育委員会において請願の審議 を直ちに行うことなどを求める請願に ついて	教 育 次 長	5 9
	粒谷委員 (国民民主党)	奈良高校の仮設校舎について	教 育 長 学 校 支 援 課 長	6 0
	岡委員 (公明党)	シャトルバスについて	教 育 長	6 1
		教員の配置について	教 職 員 課 長	6 2
		生徒の通学について	教育振興大綱推進課長	6 2
	阪口委員長 (創生奈良)	1 0 月 2 3 日開催の文教くらし委員会 臨時会での要望について	教 育 長	6 2
		シャトルバスについて	教育振興大綱推進課長	6 3
岡委員 (公明党)	台風21号の災害対応について	学 校 支 援 課 長	6 3	

文教くらし委員会（期中委員会） ～続き～

月 日	質 問 者 (会 派)	質 問 項 目	回 答 者	頁
12月12日	藤野委員 (国民民主党)	旧城内高校の一時使用に伴う通学の安全について【要望】	—	63
		教育委員会の点検評価について	教 育 長	63
		いじめ問題について	生徒指導支援室長	64
	宮本委員 (日本共産党)	生徒減少に対する対応について	教 育 長	65
		高校再編について	学 校 支 援 課 長	65
		特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習について	学 校 教 育 課 長	66
	中川委員 (日本維新の会)	発達障害に関する教員研修について	教育研究所副所長	66
		平城高校関係者から出された要望書について	教育振興大綱推進課長	67
		平城高校周辺の教育環境の保持について	教 育 長	67
	阪口委員長 (創生奈良)	クーラーの補助金について	学 校 支 援 課 長	67
		教員のワークライフバランスについて	教 職 員 課 長	68
		教育委員会事務局職員の超過勤務の軽減について	教 育 次 長	68

4 文教くらし委員長報告 ..... 69





平成30年11月定例県議会

提出議案の概要

# 予 算

1 平成30年度奈良県一般会計補正予算（第3号） 4,118,568千円

繰越明許費	追加	293,400千円
債務負担行為	追加	1,669,834千円
	変更	1,206,000千円

【総括表】

## 政策体系別内訳

（金額欄は再掲を含む）

（単位：千円）

1	平成30年台風20号、21号、24号等による災害に対応します。	2,166,152
2	健康寿命日本一を達成するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが健やかに暮らせる地域づくりを進めます。	56,444
3	奈良県経済の好循環を促進し、働きやすく、良く学べる地域社会をつくりまします。	181,800
4	農・畜産・水産業の振興と農村活性化や、林業・木材産業の振興と新たな森林環境管理体制の構築を進めます。	188,800
5	奈良が有する観光資源や歴史・文化資源を活用し、県内への誘客を促進し、観光産業を振興します。	51,277
6	県土マネジメントを推進し、住みよいまちづくりをします。	1,906,924
7	経営資源の活用による行財政マネジメントを推進します。	1,733,323

## 財 源 内 訳

（単位：千円）

特定財源	分担金及び負担金	89,974
	国庫支出金	1,466,169
	財産収入	137
	繰入金	2,750
	諸収入	17,000
	県債	742,900
一般財源		1,799,638

## 一般財源の内訳

（単位：千円）

地方交付税	482,939
繰越金	1,316,699

## 予算の規模

（単位：千円）

補正後予算総額	513,479,236
当初予算比	1.3%増
前年度同期比	4.7%増

1 平成30年台風20号、21号、24号等による災害に対応します。

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
公共土木施設災害復旧事業 県実施	被災した公共土木施設の復旧 負担区分 国2/3・県1/3	千円 1,445,000 (債務負担行為 ③①～③② 1,206,000)	県土マネジメント部 砂防・災害対策課
河川災害関連事業 県実施	被災した河川構造物の復旧 負担区分 県10/10	186,000 (債務負担行為 ③④9,000)	県土マネジメント部 河川課
農地及び農業用施設災害復旧事業 市町村実施	被災した農地及び農業用施設の復旧に対し補助 補助先 五條市、御杖村、野迫川村 負担区分 農地 国96.2%・市町村又は受益者 3.8%、 国87.6%・市町村又は受益者12.4% 施設 国98.8%・市町村又は受益者 1.2%、 国96.7%・市町村又は受益者 3.3%	31,300	農林部 農村振興課
被災農業者向け経営体育成支援事業 民間実施	平成30年7月豪雨、台風21号及び24号により被災した農業用施設の復旧を支援する市町村に対し補助 補助先 奈良市外22市町村 負担区分 再建・修繕 国1/2・県1/12・市町村1/12・実施主体1/3、 国3/10・県1/12・市町村1/12・実施主体8/15、 国2/5・県1/12・市町村1/12・実施主体13/30 撤去 国1/2・県1/4・市町村1/4	188,800	農林部 担い手・農地 マネジメント課
林道災害復旧事業 市町村実施	被災した林道の復旧に対し補助 補助先 五條市、曾爾村、天川村、野迫川村、 十津川村、上北山村 負担区分 国90%・市町村10%、国80%・市町村20%	151,900	農林部 森林整備課
高等学校災害復旧事業 県実施	被災した奈良高校法面及び生駒高校渡り廊下等の復旧 負担区分 国2/3・県1/3	123,400	教育委員会 学校支援課
文化財保存事業費補助金 市町村・民間実施	被災した国指定文化財等の復旧に対し補助 大峯奥駈道、春日大社本社（板蔵・着到殿）・境内・ 防災設備、法隆寺律学院本堂 ほか 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%、 国70%・県15%・実施主体15%、 国25%・県25%・実施主体50% 被災した県指定文化財の復旧に対し補助 志都美神社の社そう、往馬大社の社そう、杵築神 社本殿 ほか 負担区分 県50%・実施主体50%、 県60%・実施主体40%	20,877	地域振興部 文化資源活用課 教育委員会 文化財保存課
重要文化財等修理受託事業 県実施	被災した国指定文化財の復旧 春日大社本社（板蔵・着到殿）、法隆寺律学院本堂 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%	17,000	教育委員会 文化財保存事務所
平成30年7月豪雨災害弔慰金の給付 市町村実施	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給した市に対し補助 補助先 大和郡山市 負担区分 国1/2・県1/4・市1/4	1,875	福祉医療部 地域福祉課

2 健康寿命日本一を達成するとともに、高齢者や障害者を含む誰もが健やかに暮らせる地域づくりを進めます。

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
地域医療介護総合確保基金積立金 県実施	地域における医療及び介護の総合的な確保を促進するための基金の積み増し 負担区分 国2/3・県1/3	千円 54,569	福祉医療部 企画管理室
平成30年7月豪雨災害弔慰金の給付 (再掲) 市町村実施	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害弔慰金を支給した市に対し補助 補助先 大和郡山市 負担区分 国1/2・県1/4・市1/4	1,875	福祉医療部 地域福祉課

3 奈良県経済の好循環を促進し、働きやすく、良く学べる地域社会をつくりまします。

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
高等学校耐震化事業 県実施	耐震化(改築)について、設計を前倒し 山辺高校、郡山高校、磯城野高校、大宇陀高校、 王寺工業高校 Is値0.3未満の建物について、耐震化まで、安全確保の措置を実施 仮校舎等の設置 奈良朱雀高校、奈良高校、山辺高校、大宇陀高校、高田高校 奈良高校の仮体育館は、後に他目的の用途に活用可能な木造の施設で対応 校外施設への移動 奈良高校 補強工事の一部を応急的に実施 奈良朱雀高校 負担区分 県10/10	千円  58,400 (債務負担行為 ①~⑳) 1,408,092)	教育委員会 学校支援課
高等学校災害復旧事業 (再掲) 県実施	被災した奈良高校法面及び生駒高校渡り廊下等の復旧 負担区分 国2/3・県1/3	123,400	教育委員会 学校支援課

4 農・畜産・水産業の振興と農村活性化や、林業・木材産業の振興と新たな森林環境管理体制の構築を進めます。

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
なら食と農の魅力創造国際大学校運営事業 県実施	フードクリエイティブ学科にかかる調理実習等の運営 負担区分 県10/10	千円 - (債務負担行為 ①~⑳) 128,142)	農林部 担い手・農地 マネジメント課
被災農業者向け経営体育成支援事業 (再掲) 民間実施	平成30年7月豪雨、台風21号及び24号により被災した農業用施設の復旧を支援する市町村に対し補助 補助先 奈良市外22市町村 負担区分 再建・修繕 国1/2・県1/12・市町村1/12・実施主体1/3、 国3/10・県1/12・市町村1/12・実施主体8/15、 国2/5・県1/12・市町村1/12・実施主体13/30 撤去 国1/2・県1/4・市町村1/4	188,800	農林部 担い手・農地 マネジメント課

5 奈良が有する観光資源や歴史・文化資源を活用し、県内への誘客を促進し、観光産業を振興します。

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
ムジークフェストなら 2019開催事業  民間実施	文化芸術活動の活性化を図るとともに誘客を促進するため、全国から高い注目を集める音楽祭を開催 時期 平成31年5月18日～6月9日 内容 奈良公園春日野園地での大規模野外コンサートや社寺を中心に開催する奈良ならではのコンサートに加え、新たにぐるっとバスと連携した周遊企画を実施するなど県内各地でコンサートを開催 負担区分 民間負担分を除き県10/10	千円  13,400 (債務負担行為 ⑩78,400)	地域振興部 文化振興課
文化財保存事業費補助金 (再掲)  市町村・民間実施	被災した国指定文化財等の復旧に対し補助 大峯奥駈道、春日大社本社(板蔵・着到殿)・境内・防災設備、法隆寺律学院本堂 ほか 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%、 国70%・県15%・実施主体15%、 国25%・県25%・実施主体50% 被災した県指定文化財の復旧に対し補助 志都美神社の社そう、往馬大社の社そう、杵築神社本殿 ほか 負担区分 県50%・実施主体50%、 県60%・実施主体40%	20,877	地域振興部 文化資源活用課 教育委員会 文化財保存課
重要文化財等修理受託事業 (再掲) 県実施	被災した国指定文化財の復旧 春日大社本社(板蔵・着到殿)、法隆寺律学院本堂 負担区分 国70%・県4%・実施主体26%	17,000	教育委員会 文化財保存事務所

6 県土マネジメントを推進し、住みよいまちづくりをします。

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
公共土木施設災害復旧事業 (再掲)  県実施	被災した公共土木施設の復旧 負担区分 国2/3・県1/3	千円 1,445,000 (債務負担行為 ⑪～⑫ 1,206,000)	県土マネジメント部 砂防・災害対策課
河川災害関連事業 (再掲) 県実施	被災した河川構造物の復旧 負担区分 県10/10	186,000 (債務負担行為 ⑬49,000)	県土マネジメント部 河川課
農地及び農業用施設災害復旧事業 (再掲)  市町村実施	被災した農地及び農業用施設の復旧に対し補助 補助先 五條市、御杖村、野迫川村 負担区分 農地 国96.2%・市町村又は受益者3.8%、 国87.6%・市町村又は受益者12.4% 施設 国98.8%・市町村又は受益者1.2%、 国96.7%・市町村又は受益者3.3%	31,300	農林部 農村振興課

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
十津川・紀の川2期地区 農業水利事業費負担金 国実施	国営農業用水再編対策事業費償還金 事業完了に伴う受益者負担金の繰上償還 負担区分 受益者10/10	千円 89,974	農 林 部 農 村 振 興 課
林道災害復旧事業 (再掲) 市町村実施	被災した林道の復旧に対し補助 補助先 五條市、曾爾村、天川村、野迫川村、 十津川村、上北山村 負担区分 国90%・市町村10%、国80%・市町村20%	151,900	農 林 部 森 林 整 備 課
吉野山地区のまちづくり 推進事業 市町村実施	県と吉野町とのまちづくりに関する包括協定に基づき、吉野町が実施する吉野山地区における周遊性を高める移動手段の検討に対し補助 補助先 吉野町 負担区分 県1/2・市町村1/2 (地域振興基金活用事業)	2,750	まちづくり推進局 地域デザイン推進課

7 経営資源の活用による行財政マネジメントを推進します。

事業名	事業内容	金額	担当部局・課室名
知事及び県議会議員選挙 執行経費 県・市町村実施	知事及び県議会議員選挙にかかる執行経費 選挙執行経費、市町村交付金、選挙啓発経費 負担区分 県10/10	千円 280,200 (債務負担行為 ⑩6,200)	地 域 振 興 部 市 町 村 振 興 課
財政調整基金積立金 県実施	地方財政法第7条第1項に基づく平成29年度決算剰 余金の積立て 負担区分 県10/10	910,000	総 務 部 財 政 課
給与改定に伴う増額 県実施	特別職及び一般職の職員の給与改定による増額 特別職 期末手当支給月数 + 0.05月 一般職 給与の改定率 平均 0.2% 勤勉手当支給月数 + 0.05月 負担区分 県10/10、国1/3・県2/3	543,123	全 部 局 ( 総 務 部 ) ( 人 事 課 )

【繰越明許費補正】

追 加

事業名	金額	繰越理由	担当部局・課室名
林道整備事業	千円 50,000	工法検討等に不測の日時を要したことによる	農 林 部 森 林 整 備 課
治山事業	120,000	同 上	農 林 部 森 林 整 備 課
高等学校災害復旧事業	123,400	工期の確保のため	教 育 委 員 会 学 校 支 援 課
繰越明許費 計 (3件)	293,400		

【債務負担行為補正】

追 加

(単位：千円)

事 項	期間・限度額	補 正 理 由	担当部局・課室名
河川災害関連事業にかかる契約(寺川外22河川)(再掲)	平成31年度 49,000	工期の確保のため	県土マネジメント部 河 川 課
高等学校耐震化事業にかかる契約(奈良朱雀高校外7校)(再掲)	平成31年度から 平成34年度まで 1,408,092	同 上	教 育 委 員 会 学 校 支 援 課
なら食と農の魅力創造国際大学校運営事業にかかる契約(再掲)	平成31年度から 平成33年度まで 128,142	事業期間の確保のため	農 林 部 担 い 手 ・ 農 地 マ ネ ジ メ ン ト 課
ムジークフェストなら2019開催事業にかかる契約(再掲)	平成31年度 78,400	同 上	地 域 振 興 部 文 化 振 興 課
知事及び県議会議員選挙執行にかかる契約(再掲)	平成31年度 6,200	同 上	地 域 振 興 部 市 町 村 振 興 課

変 更

(単位：千円)

事 項	期 間 ・ 限 度 額		補 正 理 由	担当部局・課室名
	現 行	補 正 後		
公共土木施設災害復旧事業にかかる契約(再掲)	平成31年度から 平成32年度まで 1,374,000	平成31年度から 平成32年度まで 2,580,000	工期の確保のため	県土マネジメント部 砂防・災害対策課

条 例 名	理 由	要 旨
<p>奈良県立高等学校等設置 条例の一部を改正する条例</p>	<p>奈良県立奈良高等学校の 位置の特例を定めるため、 所要の改正をしようとする ものである。</p>	<p>1 奈良県立奈良高等学校の位置の特例 奈良県立奈良高等学校は、条例の規定にかかわらず、平成31年4月 1日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする。 (附則第2項関係)</p> <p>2 施行期日 公布の日から施行する。  (改正附則関係)</p>



奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（案）

奈良県立高等学校等設置条例（昭和三十二年十月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（奈良県立奈良高等学校の位置の特例）

2 奈良県立奈良高等学校は、第三条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1  略</p> <p style="text-align: center;">(奈良県立奈良高等学校の位置の特例)</p> <p>2  奈良県立奈良高等学校は、第三条の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">略</p>

平成30年11月定例県議会

代表・一般質問の概要

質問者：小泉議員(自民党奈良)	答弁者：教育長	所管：学校支援課
-----------------	---------	----------

【質問要旨】

○ 県立高等学校の耐震化について

県立高等学校の耐震化完了までの今後のスケジュールと、その間の生徒・教職員の安全をどのように確保するのかについて伺いたい。また、奈良高校の応急対応において、旧城内高校学舎を活用することとしているが、旧城内高校跡地は今後どのようになるのかについて、併せて伺いたい。

【答弁要旨】

県立高等学校の耐震化につきましては、今年度においても順次取り組んでおり、今年度末時点で、9校21棟が耐震化未完了となります。

このうち、奈良朱雀高校、生駒高校、高田高校につきましては、耐震補強工事により2021年度に耐震化が完了する予定でございます。

また、郡山高校、山辺高校、磯城野高校、大宇陀高校、王寺工業高校につきましては、改築により2022年度に耐震化が完了する予定であり、奈良高校については、県立高等学校適正化実施計画のとおり、平城高校跡地への移転により2021年度に完了する予定でございます。

次に、耐震化が完了するまでの間の生徒・教職員の安全確保の対策でございますが、構造耐震指標いわゆるI s値0.3未満の建物につきましては、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が高いとされておりますので、今回、緊急の対応として、校内の代替利用や仮校舎、校外の施設利用など代替施設の確保を行うことによって、使用しないことといたしました。

さらに、I s値0.3以上0.7未満の建物につきましても、知事から、できる限りの安全確保に人智を尽くすよう要請があり、また、奈良高等学校育友会からも、あらゆる方面からの安全確保について要望をいただいているところでございます。

県教育委員会といたしましても、I s値0.3～0.7の建物についても再度検討し、安全確保に万全を期すよう、できる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

また、奈良高校の応急対策として使用する旧城内高校跡地は、平成16年の郡山高校との統合後、郡山高校の城内学舎として使用してまいりました。

生徒数減少により、城内学舎は使用しないこととし、建物を撤去の上、借地である敷地を土地所有者に返還する予定でございます。

具体的に申し上げますと、来年度は奈良高校の校舎として一時使用した後、再来年度2020年度には建物を撤去し、土地所有者に土地を返還する方向で、土地所有者の理解も得ながら調整してまいりたいと考えております。

**【要望要旨】**

教育長をお願いします。奈良高校の生徒がヘルメットを持って通学している。これは言えば異常な事態であると思っている。安全安心のためにどうするかということが大きな議題となってくる。

いわゆる万全を期して教育委員会として取り組んでいただきたいことを切にお願いしたい。

1 2月5日代表質問

質問者：小泉議員(自民党奈良)	答弁者：教育長	所管：生徒指導支援室
-----------------	---------	------------

**【質問要旨】**

○不登校について

奈良県における不登校の現状と、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用状況並びに不登校に対する今後の県の取組について伺いたい。

**【答弁要旨】**

本県の小・中学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は、平成25年度の小学校で5.0人、全国ワースト2位、中学校で30.8人、全国ワースト6位を境に好転し、平成29年度は、小学校で全国平均を0.8人下回る4.6人で全国13位、中学校で全国平均を4.1人下回る28.4人で全国12位となり、それぞれ大きく改善しています。

また、高等学校では、平成28年度に全国平均を若干上回りましたが、平成29年度では0.8人下回る14.3人で22位となっています。

このように、改善している要因として、平成27年度に全ての公立中学校、平成29年度に全ての県立高等学校へスクールカウンセラーを配置し、児童生徒・保護者との教育相談が充実したことがあると考えています。

また、不登校になる原因や背景は、「友人関係」や「学業の不振」、「家庭環境」などが複雑に絡み合っており、そのため、スクールソーシャルワーカーを活用し、アセスメントをした上で、支援プランを立て、教職員とチームで不登校を抱えた児童生徒を支援することが重要となっています。

県教育委員会では、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する9名を県立学校及び市町村立小・中学校に派遣しています。派遣したスクールソーシャルワーカーは、ケース会議への出席や福祉関係機関等との連携・調整を図り、不登校の解決に向けた支援を行っています。

今後も、外部人材の活用を図るとともに、教員の指導力を向上させ、不登校の未然防止、早期対応に努めてまいります。

12月5日代表質問

質問者：阪口議員(創生奈良)	答弁者：教育長	所管：学校支援課
----------------	---------	----------

【質問要旨】

○奈良高等学校の耐震化について

(1) 仮設校舎ができるまでの間、奈良高等学校の2学年が郡山高等学校城内学舎に移転するとのことだが、移転先の建物の一部に1s値が0.34のものがある。このことについて、どのような認識をもっているのか伺いたい。

【答弁要旨】

奈良高校には、文部科学省の求める耐震性能1s値0.7を満たしていない建物が3棟ございまして、このうち、2棟が地震の震動で倒壊又は崩壊する危険性が高いとされる1s値が0.3未満の建物でございます。

1s値0.3未満の建物につきましては、早急に安全確保の措置を実施することとし、対応案を検討した結果、当該建物の使用を中止することとし、代替施設として仮設校舎を設置することといたしております。

仮設校舎の設置には期間を要しますので、その間の安全を確保するため、緊急対応として郡山高校城内学舎を利用することといたしました。

郡山高校城内学舎には、管理特別教室棟をはじめ8棟の建物があり、文部科学省が求める構造耐震指標1s値0.7を満たしていない建物が3棟ございます。そのうち、最も低い1s値は、管理特別教室棟の0.34でございます。

この1s値0.3～0.7の建物につきましては、先ほども申し上げましたが、知事からの要請や、奈良高校育友会からの要望もいただいております。県教育委員会としても、1s値0.3～0.7の建物への対応につきましても再検討し、安全確保に万全を期すよう、できる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

12月5日代表質問

質問者：阪口議員(創生奈良)	答弁者：教育長	所管：学校支援課
----------------	---------	----------

【質問要旨】

○奈良高等学校の耐震化について

(2) 郡山高等学校城内学舎への移転時期を伺いたい。また、2学年が移転することで、例えば、部活動を3学年一緒にできなくなる等の影響が懸念されるが、移転にあたり、教員の移動等を含め、どのように対応するのか伺いたい。

【答弁要旨】

郡山高等学校城内学舎への、緊急対応として奈良高校の2学年を移動することといたしました。

移動の時期につきましては、進路指導、体制準備を考えると今年度の3学期中の移動は大変難しく平成31年4月に移動することといたしており、2学期には、現校舎に戻れるよう、早期に仮設校舎の設置が完了するように努めてまいります。

また、現校舎と城内学舎に分かれて学習する期間におきましては、部活動等について全ての学年が揃って活動することの重要性、また、他の学舎に移動することの問題点につきましては認識いたしております。

このため、部活場所や移動方法につきましても、教員の移動も含め、どのような対応をするのか、現在も学校と相談しておりますけれども、4月からの教育活動に出来るだけ支障が無いような具体的な対応を検討してまいりたいと思っております。

#### 【再質問要旨】

高校の耐震について、 $1s$ 値という言葉がよく出る。低いということで保護者は明日にも倒れてしまうのではと不安をもっている。私も $1s$ 値0.34、0.32と、数字は分かるが、はっきりした認識はない。例えば、一般的に使われる震度で、震度5の地震がきたときに倒壊のリスクがあるかについてお聞かせいただきたい。

#### 【再答弁要旨】

震度5程度の地震によって耐震性がどうなるのかということはない。震度6強程度の地震で国土交通省では $1s$ 値が低い場合倒壊の危険性が高い、あるいは危険性があると基準を定めている。

#### 【再質問要旨2】

$1s$ 値0.34のところは安全確保につき再検討することだが、言葉だけなのでもう少し具体的な答弁がないのか。それから、なぜ $1s$ 値0.34のところも使わなければならないのか、他に選択肢は無かったのかという点もお聞かせいただきたい。

#### 【再答弁要旨2】

全体的に奈良高校を一番安全な $1s$ 値が0.7以上のところに移転することも考えた。その候補としては旧志貴高校の跡地がある。旧志貴高校はだいたい8クラス×3で24クラス規模になるので、若干少ないがホームルーム教室で入ることは可能。

但し、グラウンドがサッカー競技場として供用されている。また、近隣小中学校を含めて考えたが、奈良高校は今27クラスあるので、そういった規模で全学年を移転できる場所は無かった。

#### 【再質問要旨3】

$1s$ 値0.3のところを使うことについての再検討についてはどうか。

#### 【再答弁要旨3】

城内学舎で活用する $1s$ 値0.34の場所は特別教室棟。ホームルーム教室棟ではない。特別教室というと理科の物理化学等の実験をする。1、2年生が入ることになっているので、どの程度学習内容の中に実験が入るのか。場合によって

は教室で演示実験という形で実験をするという方法もあるので、使用しないようにできるかどうかは、1年生が入ったときの学習内容を踏まえて、できる限り使用しない方向で対応してまいりたい。

**【再質問要旨 4】**

奈良高校については文教くらし委員会でも要望したが、仮設校舎が作られる。仮設校舎数と、分かれば内容、仮設校舎に係る費用はいくらかお聞かせいただきたい。

**【再答弁要旨 4】**

1s値3.0未満の校舎の代替施設として、27教室程度を予定している。債務負担も含め全体では10億5千万円を予定しており、奈良高校にかかるものとしては、5億5千万円程度を予定しています。

**【意見】**

早急に仮設校舎の建設をしていただきたいというのは一致した意見だと思うが、テスト期間中等は音を抑制や、工事を中断するなどの配慮や、保護者、生徒、教師も場所が変わることで移転に色々な障害が伴うので、それに対して教育委員会として保護をしていただきたい。これは要望である。

最後に意見として、教育委員会の方の話を見ると、10年前から奈良高校の耐震が無いことが分かっていたとのこと。10年前に奈良高校の建て替えなどきちっと方策をしていれば仮設校舎に5億円もかけなくても良かったのではないかと。

また、奈良高校以外の学校も含めて、仮設校舎建設等に要する費用は10億円、非常に無駄なお金を使っている。反対すると生徒の安全性が担保できないので、申し上げたいのは、10年前にきちっと対応すれば良かったのではないかと。

そのとき吉田教育長ではなかったと認識しており、教育委員会は現状では最善の努力はされていると認識しているので、この予算については賛成したい。最後は意見ということで終わらせていただきたい。

12月6日代表質問

質問者：小林議員(日本共産党)

答弁者：教育長

所管：教育振興大綱推進課  
学校支援課

**【質問要旨】**

○県立高等学校適正化実施計画と奈良高校の耐震化について

(1) こどもの命と安全、学ぶ教育環境を守るために、奈良高校の改築費用の確保を最優先すべきだったと考えるがどうか。

**【答弁要旨】**

県立学校の耐震化につきましては、平成25年度から29年度までの5箇年間で県教育委員会では耐震整備集中期間と位置づけ、補強工事を中心に耐震化を進めてまいりました。



この中では、奈良高校をはじめ改築を必要とする6校が集中期間に含まれておりません。その理由でございますが、生徒減少のスピードは速く、平成16年から開始した再編だけでは今後の生徒減少に対応できず、再度、学校の規模、これは学校数やクラス数、また、配置を含めて見直す必要があると考えていたためでございます。

それが決定されない中で個別に改築の計画をたてることはできませんでした。

このように、生徒数の減少が県立高等学校において重大な課題であり、この対応を行うため平成26年度から高等学校の適正化の検討を進めてまいりました。この中で、今後、1000人、大規模校で3年分でございますが、この生徒減少に対応するために、以前の再編計画の対象となっていない奈良市の学校統合により少なくとも1校が空くことが議論されていまして。

この議論を踏まえまして、県立高等学校適正化実施計画におきましては、奈良高校におきましては、現地建替よりも奈良市の空き校舎に移転した方が2年早く対応できるため、耐震化の手法として校地の移転という手法をとらせていただきました。

## 12月6日代表質問

質問者：小林議員(日本共産党)	答弁者：教育長	所管：教育振興大綱推進課 学校支援課
-----------------	---------	-----------------------

### 【質問要旨】

○県立高等学校適正化実施計画と奈良高校の耐震化について

(2) 奈良高校の仮設校舎を建築する間に利用する旧城内高校の施設のうち、1S値が最も低いものは0.34であり、文部科学省が示した基準の0.7に達していないが、なぜ安全性が確保されていると判断したのか伺いたい。

### 【答弁要旨】

まず、構造耐震指標(1S値)0.3未満の建物については、早急に安全確保の措置を実施することとし、対応案を検討した結果、当該建物の使用を中止することとし、代替施設として仮設校舎を設置することといたしております。

奈良高校につきましては、仮設校舎を設置するまでの間の安全を確保のため、緊急の対応として郡山高校城内学舎を利用することといたしました。学舎には、8棟の建物があり、うち文部科学省が求める1S値0.7を満たしていない建物が3棟ございます、最も低いものが管理特別教室棟の0.34でございます。

これらを含めた1S値0.3~0.7未満の建物については、昨日のご質問にもお答えしているように、できる限りの安全確保に人智を尽くすように、知事からも要請がございます。また、奈良高校の育友会からも、あらゆる方面から全生徒及び全職員の安全を確保するよう要望もいただいているところでございます。

県教育委員会といたしましても、これら1S値0.3~0.7の校舎への対応について再検討させていただき、安全確保に万全を期すよう、できる限りの努力をしたいと考えております。

**【再質問要旨】**

旧城内高校での安全性は確保されるのかということに対する答弁がなかったが、昨日、I s 値が0.3～0.7については安全確保を再検討する、できる限り努力をするとの答弁がされたが、努力したが、できなかった分はどうするのか。どのように責任を果たすのかについてお尋ねする。

**【再答弁要旨】**

I s 値を0.7に即座にするというのは物理的に無理であり、ハード面での対応をどうするのか、ソフト面での対応をどうするのか、それをあわせてできる限り努力をするということを申し上げた。

例えばハード面ではよりI s 値の低いところをできる限り使わないという努力をどのようにするのか、これはI s 値0.3台を心配いただいているが、昨日も申し上げたように特別教室棟であるので、教育課程の組み替えによってその教室を使わないようなことも可能である。

それからI s 値はゾーンによって異なるため、Xゾーン、Yゾーン、それから1階、2階、3階、そのゾーンの弱いところに対して、専門家にお聞きし、応急対応ができるのかどうか、これがハード面の工夫であると思っている。

ソフト面においては、避難経路のあり方や方法、細かいことではスリッパから靴に履き替えさせることで避難をスムーズにさせるとか、あるいは緊急速報システムを導入しているので、そのシステム活用をより効率的にする、こういったソフト面での対応をあわせて、できる限り努力させていただきたい。

**【意見】**

今の答弁では、安全性が確保されているとは受け取れなかった。

そもそもこの問題が起こったのは、平城高校を閉校し奈良高校を移転するという県立高校適正化計画の背景に、最大の問題が奈良高校の耐震化が進められてこなかったということにある。

この事態では矛盾があり、次々問題や課題が発生してくるのではないか。

内実は耐震化予算、教育予算の削減であると思う。今、奈良高校の早期の耐震化及び現地建て替えを行うこと、平城高校を存続させることなど、適正化計画を白紙に戻すことなどの抜本的な見直しを強く求めておきたい。

12月6日代表質問

質問者：藤野議員(国民民主党)

答弁者：教育長

所管：教職員課

**【質問要旨】**

○学校における働き方改革について

文部科学省は、平成31年度中に、学校の教育職員が土・日などの休日に部活動を指導した際に支給される部活動手当の基準を改める考えを示しているが、県教育委員会の対応と、今後の方向性について伺いたい。

**【答弁要旨】**

平成28年に文部科学省が実施いたしました教員勤務実態調査では、平日1日当たりの教諭の勤務時間が小学校で11時間15分、中学校で11時間32分となるなど、長時間労働の実態が示されました。教員が児童・生徒と十分に向き合う時間を確保するため、国や県等で、学校における働き方改革が進められているところです。

土日等の運動部活動に関しては、スポーツ庁から活動時間を3時間程度とすることを含むガイドラインが今年3月に示されております。それを踏まえ、県では5月に、「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、中学校段階における適切な練習時間を3時間程度としたところです。

土日等に部活動指導業務に4時間程度従事した場合には、手当が支給されますが、議員お述べのとおり、文部科学省は、平成31年度概算要求で、支給要件を4時間程度から3時間程度に見直す考えを示しています。

中学校における土日等の部活動については、手当の増額よりも部活動指導員等の充実により、休日の保障を求める声も聞いております。今後、手当については、国の動向を注視するとともに、他府県の情報収集にも努めながら、手当の性格等を踏まえ、具体的に検討してまいります。

**【要望要旨】**

教育職員というのは、たいへんな努力がございます。県教委の強力なサポート、支援をお願いします。

1 2月6日代表質問

質問者：藤野議員(国民民主党)	答弁者：教育長	所管：教育研究所 学校教育課
-----------------	---------	----------------

**【質問要旨】**

○新学習指導要領に対する取り組みについて

平成29年に告示され、平成32年度以降、順次、全面実施される新学習指導要領への県教育委員会の取組、とりわけ小学校における英語教育やプログラミング教育に対する取組について伺いたい。

**【答弁要旨】**

2020年度から全面実施される新学習指導要領では、社会のグローバル化や情報化の進展に柔軟に対応できる児童の資質・能力の育成を目指し、小学校における英語教育の充実やプログラミング教育の推進が求められています。

まず、英語教育を充実するために、平成27年度の教員採用から、英語の教員免許を有するなど、英語に高い専門性をもった小学校教員の特別選考を実施し、これまでに19名を採用してきました。また、国の中央研修への現職教員を派遣するとともに、奈良教育大学と連携した「英語指導パワーアップ講座」の実施などにより、教員の指導力向上も図っています。さらに、本年度から10名の英語

専科教員を配置し、質の高い英語教育を行うための体制づくりを進めています。

また、プログラミング教育については、教員の理解が十分進んでいないため、必修化の背景やその意義に関する研修を行っているほか、要請のあった学校や市町村教育委員会を対象に訪問研修を実施しています。

特に、今年度から県教育委員会が実施している教員免許更新講習において、小学校教員に対しては英語やプログラミング教育の理論と実践に関する講座を設け、英語教育で201名、プログラミング教育で451名が受講し、教員の不安軽減や指導力向上に結びつけています。

今後も小学校の英語やプログラミング教育については、県教育委員会が作成したDVD教材で実践事例を示したり、教育研究所で行う研修の内容や方法の充実を図ったりするなど、教員の指導力向上に努めてまいります。

**【要望要旨】**

教職員は見えないが大変な努力をしている。県教委の強力なサポートをお願いする。

12月6日代表質問

質問者：大国議員(公明党)

答弁者：教育長

所管：学校支援課

**【質問要旨】**

○公共的な施設における「奈良の木」を活用した木造・木質化の推進について

(2) 図書室等学校施設における木材利用の状況と今後の利用促進に向けた取組について伺いたい。

**【答弁要旨】**

木材を利用した学習施設は、豊かで快適な学習環境づくり、地場産業の活性化、地球環境の保全などの観点からも、文部科学省において、大きな効果と意義があるとしておりまして、市町村の学校施設整備に対する補助制度で単価のかさ上げなどによりまして、木材利用の推進を図られております。

本県におきましても、国の補助制度を活用し、平成28年度に十津川村立十津川第二小学校の木造校舎の新築、3市1町1村の8校・園におきまして、一部の内装木質化といった、木材を利用した施設整備が行われております。

更に、農林部におきましては、「奈良の木学習机開発普及推進モデル事業」によりまして、昨年度は2町2村の4校に対しまして、合計133セットの県産材を使用した学習机、イス等の購入に対する助成が行われ、本年度におきましても3町1村で予定されております。

学校の図書室におきましては、議員お述べのとおり、カウンター、書架等木質化になじむものも多く、児童、生徒の読書環境の向上のためにもこれらの木質化は必要であると考えております。

今後も、学校の施設や備品等の木質化により、児童、生徒に、木の良さを伝えていけるような取り組みが進められるよう、市町村にも働きかけてまいります。

1 2月6日代表質問

質問者：大国議員(公明党)	答弁者：教育長	所管：学校教育課
---------------	---------	----------

【質問要旨】

○学校教育における心のバリアフリーの取り組みについて

奈良県の学校教育において、障害のある人との交流や共同学習にどのように取り組んでいるのか、また、「心のバリアフリー」を実現するために、どのような取組が必要であると考えているのか。

【答弁要旨】

障害のある子どもと、障害のない子どもが、共に社会の一員として豊かに生きていくために、交流や共同学習を通して、お互いを身近に感じ、相互理解を図ることが、大変、重要と考えます。

現在、特別支援学校と小・中学校等が学校単位で、レクリエーションや文化祭を共に行うなど、学校間の交流や、特別支援学校の子どもが、自分の住んでいる地域の小・中学校の子どもたちと一緒に、授業や学級活動に参加する共同学習を進めています。

また、県教育委員会では、平成28年4月に、高等学校3校に高等養護学校の分教室を設置しました。これら3校では、分教室の生徒と高等学校の生徒が、農業や芸術などの授業で、共に活動を行ったり、文化祭では、日頃の学習の成果を一緒に発表したりするなど、学校生活の様々な場面において、交流や共同学習を実施しています。

こうした取組を通して、高等学校の生徒は障害者理解を深め、分教室の生徒は将来の自立に必要な社会性を向上させながら、共に学ぶ仲間としての関係が育っており、本県における「心のバリアフリー」の先進的なモデルであると考えています。

今後は、特別支援学校との交流や、障害のある芸術家やスポーツ選手を講師に招くなどの、障害のある人との交流や活動を深める授業の実践例を、県立学校や市町村教育委員会にも示しながら、全ての学校で、「心のバリアフリー」の実現に向けて取り組んで参りたいと考えています。

1 2月6日代表質問

質問者：大国議員(公明党)	答弁者：教育長	所管：学校支援課
---------------	---------	----------

【質問要旨】

○県立高校の耐震整備について

(1) 県立高等学校の未耐震建物について、今後どのように対策を進めていくのか伺いたい。

**【答弁要旨】**

県立高校の耐震化は、これまで順次実施してきており、今年度末で耐震化が完了していない建物は、9校21棟でございます。

これらについては、3校は耐震補強工事により2021年度に、5校は改築により2022年度に、奈良高校につきましては、平城高校跡地への移転により2021年度にそれぞれ耐震化を完了する予定でございます。

改築を行う郡山高校、山辺高校、磯城野高校、大宇陀高校、王寺工業高校の5校につきましては、今回の補正予算案において、設計を前倒し実施することとしており、工事の更なる早期完了を目指します。

また、耐震化が完了するまでの間の生徒・教職員の安全確保の対策として、1s値0.3未満の建物につきましては、緊急の対応として、校内での代替利用や仮校舎、校外の施設利用など代替施設の確保を行うことといたしております。

仮設校舎につきましては、出来るだけ早期に設置が完了するように努めてまいります。設置されるまで、奈良高校の2学年は、郡山高校城内学舎に移転することになります。

これ以外の1s値0.3以上0.7未満の校舎等につきましては、何度も申し上げておりますけれども、知事から、できる限りの安全確保に人智を尽くすよう要請がございました。県教育委員会といたしましては、何としましても生徒や教職員の命を守るんだという強い決意をもって、再度検討し、安全確保に万全を期すよう、できる限りの努力をしてまいりたいと考えております。

12月6日代表質問

質問者：大国議員(公明党)

答弁者：教育長

所管：学校支援課

**【質問要旨】**

○県立高校の耐震整備について

(2) 奈良高等学校においては、仮校舎ができるまでの間、2学年が郡山高等学校城内学舎に移り、一時的に生徒が2つの校地に分かれることになるが、部活動を含めた生徒等の移動手段の確保についてどのように考えているのか伺いたい。

**【答弁要旨】**

先ほどもお答えいたしました。奈良高校では仮設校舎設置までの間、2学年が、緊急的に郡山高校城内学舎の施設を利用することといたします。

利用できる施設につきましては、奈良市内の小中学校を含め廃校施設を検討いたしました。学年単位で収容できる施設が無く、山間部の遠隔地には所在したり、近くで適当な施設ではありませんでした。

また、市外では、旧志貴高校の廃校地がありますが、運動場が利用できなかったり、遠隔地ということもあり、これらも適当ではないと判断いたしました。

郡山高校城内学舎は、運動場・体育館もあり、学年単位での2学年の収容が可能で、交通の便が良く、代替施設として利用可能と判断いたしました。

2学年が移動しますと、現校舎と城内学舎に分かれて学習することになり、部活動や学習活動の面で課題があることも認識いたしております。

このため、部活動の場所や移動方法について、どのような対応が可能であるか、これは新年度の教職員の配置も見極める必要がございます。学校とも相談しながら検討してまいりたいと考えております。

## 1 2月6日代表質問

質問者：大国議員(公明党)

答弁者：教育長

所管：学校支援課

### 【質問要旨】

○県立高校の耐震整備について

(3) 奈良高等学校の体育館は平成31年1月から使用停止になるが、これまで体育館で実施してきた卒業式等の全体行事はどこで実施するのか、代替措置を含めてどのような対策を考えているのか伺いたい。

### 【答弁要旨】

奈良高校の屋内運動場は1s値0.3未満の建物でございますが、来年1月から使用停止することといたしております。

卒業式等の全生徒が参加するような学校行事につきましては、例えば、ホールの借上げなど校外の代替施設の確保によって対応をしたいと考えております。

また、学校行事のほか、体育の授業でありますとか、部活動への影響を最小限にとどめたいと思っております。そのためにも、仮設施設の設置も含め、学校とも相談しながら、さらなる代替施設の確保に努めてまいります。

### 【要望要旨】

NPO等の団体が学校等の図書室の木質化等にも動いておられるので、そういった皆さんとも協力して、子どもたちに良い環境で学習できるよう取り組みをお願いする。

### 【再質問要旨】

城内学舎との移動について、シャトルバス等は検討されていないのか。

### 【再答弁要旨】

部活動の移動をどうするのかということですが、例えば3年生では引退するような部活動もございます。部活動の人数によりましては、学年が分かれて練習できるのか、それとも合同で練習する必要があるのか、おそらく最後の

試合になりますと合同で練習する必要性がございますので、練習施設の確保も含めてバスでの輸送も必要があるということになりましたら、検討はしてまいりたいと思います。

**【要望要旨】**

城内へ行くということなので、これまで例えば新大宮駅周辺で塾に通っている生徒も当然交通費がかかってくる。一人一人の状況をよく分析していただき、今回は県の計画によって生徒が本当に困っているという状況であるので、できる限り、最大限配慮をお願いしたい。

**【再々質問要旨】**

今答弁があったが、生徒一人一人の命をどのように守っていくかということが、なかなか保護者や関係者に伝わっていないというのが大きな問題点だと思っているので、その点についてもう一度決意をお願いする。

**【再々答弁要旨】**

先ほども申しました、子ども、教職員の命を守ることが、一番我々がやらなければいけないことだと思います。安心、安全な学習環境をできるように努力してまいりたいと考えております。

12月7日一般質問

質問者：川口議員(自民党絆)

答弁者：教育長

所管：保健体育課

**【質問要旨】**

○学校給食を活用した食育や地産地消の推進について

学校給食を活用した食育や地産地消を一層推進するため、県教育委員会では、どのように取り組んでいるのか。また、今後、どのように取り組んでいくのか伺いたい。

**【答弁要旨】**

学校給食は、食育を進めるうえで生きた教材として重要な役割を担っています。とりわけ県産食材を活用することは、子どもたちに地域の食文化や農業への理解を深めるだけではなく、生産者への感謝の気持ちを育むことから大変重要と認識しています。

県教育委員会では平成29年度から文部科学省の「社会的課題に対応するための学校給食の活用事業」に取り組み、地産地消の推進を図っています。事業を進める中で、地場産物紹介リーフレットを作成し、全ての市町村給食関係者や小中学校に配付したところです。また、栄養教諭、調理員等を対象とした研修会で県産野菜を使った調理実習を行うなど、学校給食における県産食材活用の促進を図っています。

さらに、県農林部、JAならけんや県学校給食会など関係団体と「学校給食における地場産物活用プロジェクトチーム」を設置し、野菜を中心とした県産農産



物の活用を支援するための協議を重ねています。具体的には、川西町、三宅町、田原本町をモデル地域とし、平成28年度から県産ダイコン、29年度から県産タマネギの学校給食での活用を進めています。また、29年度は県産キャベツも活用し、11市町村の学校給食に取り入れました。本年度も引き続き県産ダイコン、キャベツ、タマネギの活用を進めているところです。

各学校においては、栄養教諭等が、給食だよりを発行し、食材についての説明や収穫された地域などを紹介するとともに、PTAなどを対象に、給食試食会の実施や親子クッキング教室を行い、保護者や家庭に食育の理解に努めています。

今後も、関係機関と連携を図りながら、地場産物を活用した加工品や地産地消に重点を置いた学校給食メニューの開発、それらを生かした調理講習会の開催、これらなどを通して、地産地消の推進を図り、食育の充実に努めて参ります。

## 1 2月7日一般質問

質問者：今井議員(日本共産党)	答弁者：教育長	所管：教育振興大綱推進課
-----------------	---------	--------------

### 【質問要旨】

#### ○県立高等学校適正化実施計画について

- (1) 今回の県立高等学校適正化実施計画の策定にあたり、前回の審議会答申において示された、各界代表者による検討委員会を設置してコンセンサスを図るべきとの意見については、どのように受け止められたのか。
- (2) 「県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱」があるにも関わらず、今回なぜ審議会が設置されなかったのか。
- (3) 県立高等学校適正化実施計画は、6月に発表され9月には条例が可決されるなど異例の速さで進んできたが、白紙撤回してもっと県民の声を聴いて合意納得できる形で進めるべきと考えるがどうか。

### 【答弁要旨】

今回の適正化実施計画は、前回の再編実施後の課題である生徒数の大幅な減少や、南部東部地域にある高校の定員割れ、教育内容の充実についての対応が急務であるとの認識のもと、県立高校将来構想審議会答申の趣旨を踏まえながら策定いたしました。

計画の骨子となる推進方針を定める際には、臨時の教育委員会での議論と並行し、専門学科を置く高校の校長等からのヒアリングや、中学校校長と小・中学校PTA会長を対象とした県内3地域での地域別協議会の開催などを行い、平成30年3月に案を公表し、パブリックコメント手続きを実施するなど、意見聴取やコンセンサス形成に取り組みました。しかし、県民の皆様には校名等の情報を早期に発表できなかったことについては反省すべき点であると認識しています。

審議会については、今回改めて確認したところ、平成13年9月28日付けで審議会の廃止と委員の解職が行われており、審議会は閉じられたものと認識しております。県教育委員会としては、前回再編後も答申の趣旨を踏まえて、総合学科や県立中学校の設置に取り組んでおり、もともと審議会を開く必要はないと考えていました。

今回の適正化実施計画に対しては、平城高校PTAからも、「関係者等からの意見を十分に聞いていない」「計画の進め方が拙速ではないか」などの御意見とともに、今後の対応に関する御要望もいただきました。このことについては、過日、県教育委員会としての考え方を直接回答するなどの対応を行いました。今後も、県民の皆様計画に対する御理解をいただく努力を続けながら、計画を着実に実施してまいります。

**【再質問要旨1】**

審議会が廃止されたが要綱は残っている。要綱には「県立高校の規模と配置の適正化」がある。今回の適正化も審議会を開いて検討すべきだったのではないか。

**【再答弁要旨1】**

審議会の廃止は決裁されている。審議会では、総合学科設置や単位制の学校設置、中高一貫教育の実現などを盛り込んだ答申を出した。この答申の趣旨は今後も活かしていくべきであると考え、学校づくりを推進しているため、審議会を開催する必要はないと考えた。

**【再質問要旨2】**

審議会が廃止になっているが、要綱を残しているということに意味があると考ええる。平城、西の京、登美ヶ丘高校の卒業生は、今後学籍をどこでもらうのか。

**【再答弁要旨2】**

それぞれの校舎に行く。平城高校の生徒は、奈良高校が移転した際には、奈良高校の事務室に成績証明書等をもらいに行く。

**【再質問要旨3】**

奈良高校の部活の問題だが、電車を乗り継いで45分かかる。車の移動であれば20分から30分で可能だということで、7時間の授業では、3時半に終わってから行くと、もう4時40分、50分という時間になる。これで部活を一緒にやるというのはかなり難しいと思う。シャトルバスをお願いしたいが、教育長の考えはどうか。

**【再答弁要旨3】**

奈良学校のPTAの方からも要望をいただいている。昨日も答えたが、検討をする。

**【再質問要旨4】**

県立国際高校学校検討協議会設置要綱では、委員は教育長を会長に10名の構成になっているが、なぜここに保護者の代表が含まれていないのか。

**【再答弁要旨4】**

検討内容は入試や教育課程などのため、保護者を入れて検討するということは想定していない。

**【要望要旨】**

審議過程について反省をするということであれば、国際高校検討協議会も開かれた形で保護者も入れて検討するべきではないか。

1 2月7日一般質問

質問者：今井議員(日本共産党)

答弁者：教育長

所管：学校支援課

**【質問要旨】**

○県立高校の耐震化問題について

(1) 奈良高校を建て替え、他の危険な高校の耐震化を行った場合、いくらの予算が必要となるのか。

**【答弁要旨】**

県立高等学校の耐震化につきましては、これまで順次取り組んでおり、今年度末時点で、耐震化未完了の建物は9校21棟となります。

これらについて、3校は耐震補強工事により2021年度に、5校は改築により2022年度に、奈良高校については、平城高校跡地への移転により2021年度にそれぞれ耐震化を完了する予定でございます。

耐震化にかかる費用は、3校の耐震補強工事は概算で19億円程度、5校の改築は、実施設計前の大まかな試算ではございますけれども、54億円程度必要と見込んでおります。

奈良高校が現地改築を行う場合の費用につきましては、平成27年度の試算等の数値ではございますけれども、教室棟3棟と渡り廊下棟の改築費及び屋内運動場の耐震補強費用として約42億円程度と見込まれております。

1 2月7日一般質問

質問者：今井議員(日本共産党)

答弁者：教育長

所管：学校支援課

**【質問要旨】**

○県立高校の耐震化問題について

(2) 県立高等学校適正化実施計画を白紙に戻して奈良高校を建て替え、存続要望の強い平城高校を残すべきと考えますが、教育長の考えをお伺いします。

**【答弁要旨】**

今回の適正化計画は、実学教育の推進などにより本県教育の質の向上を目指して実施するもので、計画を白紙に戻すことは、課題を先送りすることになり、本

県教育の後退につながると考えています。奈良市内の高校については、今後10年間に見込まれる25学級の減に対応し、加えて時代の変化に対応した新しい高校づくりを行うため、生徒急増期に新設された普通科高校3校を、グローバルな県立国際高校と県立大学附属高校に再編成いたしました。これらの高校づくりや南部・東部の専攻科の設置は、本県教育に新たな価値を生み出せると信じています。

なお、学校再編の対象校について、存続の要望があることは認識しております。要望が強ければ残す、逆に弱ければなくしてもよいというそんな考え方にもつながります。私はそのような思考をもって適正化を推進しているわけではございません。私は、本県教育の質を高めたいとの強いマインドをもって、今後、適正化計画を実施してまいります。

#### 1 2月7日一般質問

質問者：今井議員(日本共産党)	答弁者：教育長	所管：文化財保存課
-----------------	---------	-----------

##### 【要望要旨】

##### ○宮堂遺跡の一般公開について

天理王寺線の発掘調査に伴い宮堂遺跡から集落跡が発見された。調査が終われば1月に埋め戻されるが、地元向けしか説明会が行われていない。道路が出来てしまうと永遠に見ることが出来なくなるため、一般公開の見学会を開いていただくよう要望する。

#### 1 2月7日一般質問

質問者：秋本議員(自民党奈良)	答弁者：教育長	所管：学校支援課
-----------------	---------	----------

##### 【質問要旨】

##### ○県立公立学校の空調設備の実施状況について

県下の公立小中学校における空調設備の設置について、県の働きかけによって、来年夏の設置状況がどのようになるのか見通しを伺いたい。

##### 【答弁要旨】

県内の公立小中学校普通教室における空調設置率は、議員ご指摘のとおり、最新の調査で21.9%であり、前回の調査からは上昇いたしましたが、なお全国に比べ低位に留まっております。

県におきましては、教育環境の整備について重要と考えており、今年の夏の災害級の暑さ等をふまえ、早期の空調設備の設置を促進するため、国の交付金と一体的に活用する県の補助制度でございます。公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金につきまして、9月議会で債務負担行為を承認していただいております。

さらに、国の第1次補正予算で「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」が創設されました。

この交付金はブロック塀の安全対策とあわせて985億円が計上されており、普通教室への空調設置を最優先に、全国公立小中学校等へ空調設置を進めるものとなっております。

この県の緊急支援補助金と国の臨時特例交付金を活用して、来年の夏での公立小中学校の普通教室の空調設備100%設置を目標に、説明会の開催や、個別に呼びかけるなど、市町村への働きかけを行ってまいりました。

その結果、現時点におきましては、学校統合を控えるなど特別の事情があるところを除きまして、100%設置の目標はほぼ達成される見込みとなっております。

なお、県内で空調設置が一度に行われますので、円滑に工事が進むよう、関係各課と工事の実施状況や技術の情報共有を行いまして、県や各市町村の事業の取組状況を情報提供するとともに、各業界団体にも公立小中学校の空調設置への協力を要請するなど、その対応について万全を期してまいります。

**【要望要旨】**

100%という力強い言葉を聞き、感謝する。できるだけそういう状況を作っていたら、暑い中の勉強は無いような状態にしていただければありがたい。しかしそのときになって、ちょっとあれはこれこれで駄目だったということの無いように努力いただくよう、要望しておく。

12月10日一般質問

質問者：川田議員(無所属)

答弁者：教育長

所管：企画管理室

**【質問要旨】**

○奈良県教育委員会においての「報道しているからもう十分」の委員発言について

県立奈良高校の校舎は、耐震指標であるIS値が非常に悪いまま放置され、使用されているが、このことに対して、奈良市から行政指導が行われた。それに関して、教育委員会に、奈良高校の保護者の皆様にその事情と内容の説明をして欲しいという旨の請願書を提出した。すると、教育委員会会議の審議において、高本委員と佐藤委員の方から、「報道をしているので、積極的な情報提供は必要ない」という趣旨の発言があり、請願が不採択とされた。このことを本日お聞きしようと思ったが、高本委員は出席されていない。なぜ、本日出席されていないのか。

**【答弁要旨】**

高本委員は、患者さんを受け持っておられるお仕事で、本日その予定が入っていたためである。

**【再質問要旨】**

本人以外の人から聞いてもわからないので、本人に聞く機会を与えてほしい。それから、地方自治法第121条第1項(により、議会の審議に必要な説明のた

め議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないが、) 但し書きで、出席しないことができるという趣旨の規定があるが、これは議場に出席できないことに正当な理由がある場合についてである。第121条第2項では、その理由として、執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならない、として配慮義務が設けられている。個人のお仕事のことは、この正当な理由に該当するという認識か。

**【再答弁要旨】**

理事者の出席を求める場合には、議長である私から出席を求めることが規定されている。諸般の事情を考慮して、私から出席を求めているということをご理解願いたい。(川口議長)

12月10日一般質問

質問者：川田議員(無所属)	答弁者：教育長	所管：学校支援課
---------------	---------	----------

**【質問要旨】**

○奈良高等学校の耐震問題について

奈良高校の未耐震施設のI s値について、知事から答弁もあったが、0.3以上から0.7までの、文科省が定めている公的な基準、特別委員会でも答弁があったが、0.29なら対策はするが0.32ならしない、その違いは何かと聞くと、文科省などから、国土交通省も出されているが、これ以下になれば、震度6以上が来たら倒壊する危険性が高いと、あれは過去の数値を集計した集計表であるにも関わらず、それを基準として考えているように聞こえた、ところが課長答弁でもあれは基準ではないとの回答もあった、もう一度お聞きする、安全と言えないとの返事もあったが、なぜその僅かな違いだけで対策が変わるのか。

**【答弁要旨】**

一定の基準でどのような判断をするかということで、まず使用停止をどのようにするのか、どの基準でするのかということをお.3未満の建物については使用停止という判断である。0.3以上0.7未満の建物についても、安全確保ができていないという認識はもっていない。0.3~0.7に関しては知事からも要請があったように、できる限り対応策を考えて万全を期したい。

**【再質問要旨1】**

奈良高校の北側校舎は使用停止、I s値0.3以下でコンクリート強度も非常に悪い、コンクリート強度は13.5N/mm<sup>2</sup>以下なら補強もしてはいけな、いわば使うなという基準。0.32のものも使うと今のところ報告を受けている。城内高校に移っても0.34で使うと報告になっている。

他の高校もいっぱいあるが10年前の検査数値でやっている。10年前の数値で経年劣化が全く入っていない。ここまで杜撰な管理をやっているのに、10年前の数値を使って経年劣化を考えずに、0.3だから対策しない等の判断になるのか。子どもの命がかかっていることであるので明確に答弁いただきたい。

**【再答弁要旨 1】**

耐震診断に関して直近の診断結果を使うというのが理想であるが、平成7年から施行された耐震改修促進法において耐震診断を行っており、その結果で0.7以上の場合には利用する、1s値が低い場合はどのように対応するのかを考えた結果である。

**【再質問要旨 2】**

10年前の数値はそこから経年劣化している。教育委員会からいただいた資料を基にパネルを作ってきた。Eo、Sd、T、Tが経年劣化であるが、これを掛け合わせたものが1s値、見ていただくように築年数は全て50年以上で60年のものもある。60年経過した建物について、経年劣化指数が0.92とか、例えば奈良高校でも0.9、磯城野高校であれば0.998と限りなく1に近く、ほとんど新築の数値である。

一次診断でも30年以上経過していれば0.8を使うこと等基準がある。二次診断に変わって平成27年時でも、常に駆体工事に関して手を入れている場合に限り検査数値を使って良いとなっているが、そうで無い場合は、学校支援課に聞いても駆体は何もやっていないとのことであり、こんな数値のもので良いのかということになる。

私の方で計算するここに載っているほとんどが使用停止。経年を0.8として、奈良高校1s値0.287、城内高校は0.286。郡山高校は0.27、山辺は0.381だがコンクリート強度が11.9なのでだめ、磯城野は0.294、大宇陀は0.268、王寺工業は0.498だがコンクリート強度が10.7、全部駄目。奈良高校の使用停止校舎とほとんど基準が同じになり、対応について早急に必要と思うが、答弁お願いします。

**【再答弁要旨 2】**

そういった基準からコンクリート強度をみて、できるだけ早く対応すべきであったと思うし、10年前の対応がどうだったのかということも当然反省すべきことだと思う。ただし、これからできる限り安全確保に向け対応していく。

また言われた建物は全て改築対応の建物。改築時に従来のスケジュールよりも早めながら仮設校舎を建て、耐震の完成を早める等々の対応をするよう計画しているところである。

**【再質問要旨 3】**

今の答弁は適切ではない。ここに抽出してきたものは何の対応もされないで教育委員会の資料に載っている建物を抽出している。今数値を読み上げたが、ほとんど0.3以下で使用停止の校舎と同じ水準。

現在検査していないので、建物の経年で計算したら良いだけの話。Eo、Sd等はほとんど変わらないので、変わるのは経年劣化指数のみを再計算したら悪い数値が出てきたので、早急に対応が必要だということを知っている。

**【再答弁要旨 3】**

それも含めて対応を取っている。

**【再質問要旨 4】**

教育委員会で開示された資料には対応が書いていない。学校支援課にも何もしないと確認した。だが数値を計算したら悪い数値が出てきたので対策を取る必要があると聞いている。

**【再答弁要旨 4】**

先ほど奈良高校本館の話もあったが、1s値0.32に対しても対策は具体的に検討しており、そこに記載の学校についても具体的に検討している。

**【再質問要旨 5】**

今は0.32ではなく0.287、使用停止した北側校舎と同じであり、使用停止しなければいけないのではないかと。観点が違う。今回の問題は自分たちが放置してきたからこうなっており、指摘したからやりだしたものだ。早くからやっていたらこんなことになっていなかった。その視点が抜けていて、子どもの生命保護はどうでも良いのか、それがまず一番に来なければいけない。学校の事情や教育委員会の事情は関係ない、このことは同じ基準になっているので、早急にやる必要があるが、いかがか。

**【再答弁要旨 5】**

個別の対応はそれぞれ委員会内で議論し、対応策を考えている。例えば山辺高校の場合には今使える教室がどうであるのか、使わない場合には仮設をどう建てるのかといった検討を具体的にしている。

**【要望要旨】**

具体的にやっている資料を提出いただきたい。

**【再質問要旨 6】**

奈良高校は現地建て替えだと私は言っている。何故かというとなり側校舎の設計は平成23年3月に詳細設計の成果物が教育委員会に上がっている。予算を組み県民の税金を使って執行し、設計をしている。体育館も同じ。予算をあげ、県教委でも意思決定をしている。なら補強をやっておかなければいけないのにまだ補強していない。平成28年度に教育長が体育館の補強を子どもの命を優先すると行政文書に書いてあるにもかかわらずストップしており、こんな事態になっている。補強していれば、北側校舎は改築しかない。自動的に奈良高校はこの場所で存続させるということを決意していたということも以前から聞いている。はっきり答弁いただきたい。

**【再答弁要旨 6】**

確かに設計予算は確保いただき、それに対しは予算執行できていない。それは、全体を現地建て替えする意思決定であったという考えもあるかもしれないが、6校の校舎改築を耐震集中期間の間では対応しない方向で県教委は対応してきた。それは議会でも述べているように1000人規模、20のクラス、学校規模では大規模校3校規模の生徒減少がこの10年間で生じ、どのように対応すべきか、例えば生徒減少が起きることを耐震化優先で先にすれば、学校規模を小さくする。耐震化で小さくするのか、それより減少対応を学校の規模も含め、早期に方針をだすことが大切だと判断した。あと、奈良高校の現地建て替えは非常に



困難だとの判断もあった。その判断が建て替えができるかできないかを整理する必要もあり、体育館を止め全体の耐震をどのように計画を立てるのかということで今回に至っている。

【再質問要旨 7】

聞いていることと全然違う、それなら違法をやっても良いということなのか。体育館の設計は県民の大切な血税を使って執行している。補強の詳細設計までできあがっている。そのお金をペアにして良いということなのか。それは県教育委員会が決められたこと。政治的要因で何か変えなくてはいけない事情が発生した訳ではない。県教育委員会の中で決め、予算を組み執行したもの。

それを変えることはできない。公序良俗に反する。自分たちが決めたことを自分たちで何故変えることができるのか。議会軽視なのか。もう一点、この前、教育委員会事務局が決めたとの話であった。教育委員会の会議録も10年分全部見たが、全くそのような議論が無かった。事務局の判断と言うことでよろしいか。

【再答弁要旨 7】

議会で認められた予算は予算通り執行することが原則であるが、先ほど申し上げたように今後の高等学校の定員の減少に対しどのように対応するのかというのは事情の変化であると認識している。従って執行されない場合もあると考えている。

事務局判断については会議録を確認したが、教育委員会での意思決定は無かったように認識している。

【意見】

それで違法確定である。地教行法第21条第1項第7号で校舎その他の施設及び教員その他の設備の整備に関することは事務局の事務ではなく、教育委員会の事務になっている。教育長に委任できるかは奈良県教育委員会の権限に属する事務の一部委任と臨時代理に関する規則第2条に、委員会は次に掲げる事項を除きその権限に属する事務を教育長に委任するとなっており、ここに書かれているもの以外は委任するということであるが、第6号に委員会の所管に属する学校その他の教育機関の施設及び設備の整備計画の決定とあり、事務局が勝手に変えられない。地教行法違反であることが今の答弁ではっきりした。設計予算のことは財政法違反になっていると思うので、それは明らかになると思う。

12月10日一般質問

質問者：川田議員(無所属)	答弁者：教育長	所管：教育振興大綱推進課
---------------	---------	--------------

【質問要旨】

○設置条例の改正について

今議会で提案している設置条例の改正について、権利の同意は取っているのか。

【答弁要旨】  
同意とはどういうことか。

【再質問要旨 1】  
奈良高校の生徒は改正前の条例で入学しており、現地で学ぶ権利が発生している。条例を提出するためには、権利の制限の同意が必要ではないか。

【再答弁要旨 1】  
同意より安全性を高めることを優先すべきと判断した。

【再質問要旨 2】  
権利の制限の同意は得たのか。

【再答弁要旨 2】  
個人の同意は取っていない。校長と相談し学校として最もよい方法を選択した。

【再質問要旨 3】  
同意をとっていないことは確認した。権利の制限にかかわることとなるが、パブリックコメントはしたのか。

【再答弁要旨 3】  
パブリックコメントはしていない。

【再質問要旨 4】  
教育委員会は、パブリックコメントの実施要綱の実施機関に入っている。なぜしなかったのか。

【再答弁要旨 4】  
パブコメで同意をとるという対応よりも早期に安全確保すべきであるとする。

【意見】  
安全確保は教育委員会の瑕疵である。手続はしなければならない。

12月10日一般質問

質問者：川田議員（無所属）

答弁者：教育長

所管：学校支援課

【質問要旨】

○県立高等学校適正化実施計画におけるパブリックコメントの実施について  
県立高等学校適正化実施計画のパブリックコメントはなぜとらなかったのか。

**【答弁要旨】**

推進方針が実施計画の骨子であるため、推進方針でパブリックコメントをとった。

**【再質問要旨】**

パブリックコメントの要綱には「計画」と書いてある。行政手続法の改正時に民間の方が行政の計画に参加することとした。なぜ参加させないのか。

**【再答弁要旨】**

推進方針のパブリックコメントで色々なご意見をいただき、実施計画を策定した。

**【意見】**

要綱どおりにやっていないことになる。

12月10日一般質問

質問者：川田議員（無所属）

答弁者：教育長

所管：学校支援課

**【質問要旨】**

○県立大学附属高等学校について

県立大学附属高校の設立について、実施計画に定められているが、県立大学は地域振興部の所管であり、これは越権行為ではないか。

**【答弁要旨】**

北部3校から国際高校と県立大学附属高校を設置する際に、当初は教育委員会で設置できるかを検討したが、大学との連携をより強化するため、県立大学にお任せすることとした。

**【再質問要旨】**

実施計画案を5月30日に臨時教育委員会で議決した際に、県立大学附属高校が計画案に入っている。県立大学を所管しているのは知事部局であり、地方自治法上の権限委任もしていないので、越権行為であり、計画は無効ではないか。附属高校は教育委員会で論じる話ではないのではないか。

**【再答弁要旨】**

附属高校の設置については、教育委員会と大学が連携で論じるべきだと考えている。

**【意見】**

10月1日に県立大学附属高校設置協議会が設置されたが、5月30日にはすでに計画に入っている。奈良県立大学に関することは地域振興部の所掌事務であ

り、教育委員会には事務権限はないので、条例違反となる。

12月10日一般質問

質問者：川田議員（無所属）

答弁者：教育長

所管：学校支援課

【質問要旨】

○適正化実施計画の瑕疵について

特別委員会で、教育長より北部3校を閉校するとの答弁があったが、この意思決定は間違っている。

平成27年度に平城高校の耐震工事をする際に、保護者には、このまま平城高校が存続すると説明している。閉校すると意思決定するのは大きな瑕疵となると考えるがいかがか。

【答弁要旨】

耐震工事した学校は存続させるという考え方には同意しかねる。

【再質問要旨】

意思決定が間違っている。再編計画すべてが間違いというわけではないが、その一部は、意思決定の間違い、法令等違反があるため瑕疵の治癒をすべきである。

【再答弁要旨】

生徒数の大幅な減少が最も大きな課題であり、それに対応するために計画案を策定した。

【意見】

耐震化をする前に方針を決めておくべきだった。

【要望要旨】

様々な違法、意思決定違反がうきぼりになった。知事には、予算制定者として、厳しく調整をしていただきたい。

12月10日一般質問

質問者：新谷議員（自由民主党）

答弁者：教育長

所管：人権・地域教育課

【質問要旨】

○女性が活躍できる社会の実現に向けた取組について

(1) 女性の社会的地位の向上や女性が活躍できる社会を実現し、男女共同参画を推進するためには、固定的役割分担の解消など、正しい認識を培う教育が重要と考えるがどうか。

**【答弁要旨】**

女性が活躍できる社会の実現のためには、議員ご指摘の通り学校教育において、男女共同参画に向けた正しい認識を培う学習の機会を充実させることが重要であると考えます。

県教育委員会では、平成20年2月に「人権教育の推進についての基本方針」を策定し、性別にかかわらず、全ての人々が自己の可能性を伸ばし、自己実現を図ることのできる教育の推進に努めてまいりました。

また、「奈良県女性の輝き・活躍推進計画」及び「奈良県教育振興大綱」においても、本県における固定的な性別役割分担意識の強さが示され、改めて男女共同参画の理解の促進を図る取組を進めているところでございます。

それぞれの学校では、これらを踏まえながら、生活科、社会科、家庭科、ホームルームなどを中心に、発達段階に応じて、男女相互の理解と協力、職場における働き方や社会参加において男女が対等であること、男女が相互に協力して家族の一員としての役割を果たすことの重要性などを具体的に指導いたしてしております。

議員ご指摘の、固定的な性別役割分担意識を解消するためには、まず教職員が男女共同参画について正しく理解をし、自ら実践することが子どもにとって生きた教材になると考えており、初任者を対象とした研修等の充実に取り組んでいるところでございます。

さらに、女性校長、教頭を増やすことも意識改革の一つとして捉え、女性教員に対して管理職選考への積極的な受験を働きかけており、公立小・中学校における女性管理職の割合は、平成21年度では9.0%でしたが、30年度は14.1%と大幅に増加いたしてしております。

県教育委員会といたしましては、女性の社会的地位の向上や女性が活躍できる社会の実現に向け、今後もより一層、子どもや教職員の男女共同参画社会の意識の向上に向けた教育に取り組んでまいります。

12月10日一般質問

質問者：田中議員（自由民主党）

答弁者：教育長

所管：教育研究所

**【質問要旨】**

○学校におけるICTを活用した教育について

文部科学省の調査では、奈良県のICTを使った授業の進め方について、5つの指標があるが、すべての項目において、最下位や最下位に近い結果がでている。

県教育委員会として、このような状況にあることを知ってから、すでに数年が

経過しており、その対策をされていることと思うが、いまだに低位にあるのはなぜか。また、学校におけるICT環境の整備について現状及び今後の見通しも含めて伺いたい。

**【答弁要旨】**

議員お述べのとおり、文部科学省が平成30年10月に公表した実態調査では、教員のICT活用指導力の状況を示す5つの指標において、特に「教材研究などに活用する能力」「児童生徒を指導する能力」「校務に活用する能力」の3つの指標で、全国最低となっています。

その背景には、教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数、電子黒板の整備率、教員の校務用コンピュータ整備率、統合型校務支援システム整備率など、ICT環境の整備が、全国で40位台と低位にあることが考えられます。

まず、教員のICT活用指導力の向上のためには、ハードの整備状況にかかわらず、教員が自主的・自発的に研修することが重要であると考えています。本年度、新たに教育研究所で教員免許状更新講習を実施し、プログラミングやICT活用に関する講座を開設し、公立小・中学校と県立学校の教員の希望者すべてが受講できるような体制を整えています。本年度は596名の教員が受講しました。

一方、児童生徒がICTで学ぶ環境を改善するために、県立学校においては、すべての普通教室にプロジェクタ又は大型提示装置等を設置する方向で整備を進めています。市町村立学校においては、県内すべての市町村教育委員会が参加する連絡協議会を毎月開催し、学校のICT環境整備や教育内容について検討するなど、学校におけるICTの有効活用や遠隔授業などの教育活動を支援しています。

また、教員に対しては、本年度、すべての県立学校において、1人1台の校務用コンピュータと統合型校務支援システムの整備をすることとしています。市町村立学校においては、5年以内に全市町村がシステムを導入することを目指して、現在協議を重ねています。

本県の子どもたちが、これからのICT社会を主体的に生き抜くために、必要な資質能力が身に付けられるよう、教員の指導力を高め、学校のICT環境の充実に今後も努めてまいります。

**【要望要旨】**

コンピュータを用いた情報教育というのは、教育の在り方を根本的に変えるくらい大きな出来事であり、黒船到来というように私は受け止めている。それぞれの学校の先生の認識がまだ十分ではないように思うので、「自主的に」とあつたが、「強制的に」でも、教員の意識を改革するようお願いする。

(平成30年12月12日(水)第2委員会室)

平成30年11月

# 文教くらし委員会の概要

(期中委員会)

教育委員会

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
説明者	川田委員：無所属

※請願第10号「奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書」の紹介議員として趣旨説明

陳述事項としては、今回教育委員会から県知事に提出された資料を確認すると対処しないとされている3校10棟についてである。学校支援課への問い合わせでは対処しないとのことであったが、先日の一般質問の答弁では万全を期すとしている。

言っていることがすぐに変わり、県民からすれば何が本当なのか分からない。当初確認した際はしないということを明確に言われたので、この請願内容になった。議会の質問に対する回答でも具体的にどうするかは一切回答されていない。

今回、奈良高校の一部の学年が城内高校に移動する計画だが、これについても、一般質問や代表質問での指摘に対し具体的な対応について回答は得ていない。今回条例の改正により郡山市が追加されることで、奈良高校が城内学舎を使えると条例上はなるが、それを明確にしないとこの条例について賛否の判断ができない。

昨日言っていた権利関係も全然同意もとってないという答弁もあり、これを明確にした上でなければ、多分大丈夫という推測で審査するような議会はない。そのあたりを明確にする意味でも、今回、万全を期すということを実際にして頂きたいということを求めるものである。

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	藤野委員：国民民主党

Is値0.3未満の残余の3校10棟についてお聞きしようと思っているが、変化があったということを紹介議員が認められたのでこれは後ほど理事者に確認する。1点だけ、最後の行で直ちに万全を期すことを請願するとあり、ここは請願者ないし紹介者の思いがあると思うが、これは私の読み方としては今すぐという意味にとらえる。とりわけIs値が0.7以上の耐震を今すぐ図れということだと思うが、確認したい。

【回答】

「直ちに」ということは裁判判例でも出ているが、直ちに、すみやかに、遅滞なく、この順番で即時性を求める言葉で強さが表されている。「直ちに」と言っても、手続き上、明日に届け出てこうするとか、それは直ちにというのは明日になるが、なぜ日付が入っていないのかということ、それは、「やれる範囲の中で最短の時間でやってくれ」というような意味の取り方になると思う。

(川田議員)

理解した。紹介議員の思いとして、例えば直ちにということ、できる限り最短にということでも、例えば工事にしても設計から施工に一定の期間がかかることや、違う所に移動する等等含めて何かお考えがあるのか。

【回答】

今回対応的には2種類に分かれると思う。1つは今使っている校舎が非常に危険という判断のもとで、城内高校に移るといことと、既存の校舎を使うとの2つに分かれる。大体は改築をするという判断をやるものだが、問題はこの3年間、ものによって上下あるがその間どうするのかという話。

今までの特別委員会でも審査してきたが、いわゆるガイドラインを無視して、本来国土交通省も文科省も数値の悪いものから(耐震化を図る)と基準に明確に書いてるにもかかわらず、数値の悪いものが残ってるという現状。

教育長からもガイドライン通りにやったらよかったという旨の発言もあったが、現状としては教育委員会の瑕疵だったということである。今できないものを明日に全てやれというのは、物理的に不可能であるが、例えば城内高校に限れば0.34といわれた数値については、これは経年指数とかで見ると悪い方の数値を使うという概念では、0.3を割っている。



そういうことを考えれば、その校舎を使うのか使わないかでいったら、仮設だったら仮設まではある程度一定の時間があるがそれを担保するのか、そこは合理的な判断になると思うが、どれが一番合理的か、早いのか、子供の安全を確保できるのかという意思決定になると思っている。

だが、仕方がないからといえば、子供を危険にさらしていいのかということになるので、その責任はどうなるのかといえば、今まで放置してたのが責任だと、なら責任はどうなるんだという話に発展していくと考えられる。だからそのあたりは万全を期すということで抽象的な言葉にはなるが、やり方というのは何通りかあると思うので、そこは裁量権の範囲で教育委員会にお任せしたいと考えている。

(川田議員)

今回補正予算で約14億、耐震化に向けて設計、施工を前倒ししてという補正予算、あるいは計画いただいている9校についての計画も含めている。

請願を出された時期の問題、あるいは作成された時期の問題もあるが、今回補正予算を含めてこの新しく前倒しされた計画も含めて、これでもまだ紹介議員としてはまだまだだと、何か他の方法があるのではないかとお考えか。

#### 【回答】

これで不満かというより、何が基準になるかといえば今回は0.3以下のものを判断意思決定材料としており、それ以下は使用禁止の判断が取られたが、0.32や0.31だったら良いのか、その基準は何なのかということについて受けた説明は、0.3以下だったら震度6強以上の地震がくれば倒壊する危険性が非常に高い、それでいったらだんだん緩やかになる、とはいえ、元々文科省が求めている0.7以下だからそれを早くやってくださいよと、10年少し前から取り組まれている内容、今回知事は説明責任は教育委員会が果たすべきだとの話であるが、聞いても合理的な説明がなく、分からない。今回も一般質問でもあげた対策をとらないと支援課から言われたものを抽出した。

だからそれ今すぐどうするのという話だから数値も非常に悪いものばかりで、0.7を少し割っている等の建物ではない。だから今回の知事要請に対し教育委員会が回答された内容からはその部分が抜けており、確認したら何もしないという回答であった。今は何か知事から要請があったからか、やるという流れに変わっているが、もともと特別委員会で審議してきたのは7月ぐらいから。

本当ならそこで即決していたら、プレハブもできるかできないかというようなところのはず。この意思決定の遅さ、それと子供といま心配かけている、奈良高校では保護者判断だがヘルメットを持って使っても良いという校長からの通知も来たど、普通そんな学校はない。防災ずきん等置いている学校はあるかもしれないが、スリッパ履いてたら、運動靴に変えさせてくれというのも保護者要望から決まったことらしい。

そういった普通の状態と違う今の現状であり、明確に説明責任というものを果たさなければならぬという知事の強い意志もあったので、具体的に説明することが説明責任に等しくなるのではないかと思える。

(川田議員)

そもそも論でいけば現実的な対応をしなければならないということに対してという意味、例えば今回補正予算が出て、設計や施工をして安全のためにやっていこうという現実的な対応を、何回も言うが、そもそも論は、もっと早く耐震化の予算を投入してやらなくてはならないが、ここはちょっと置いておくとして、今こういう課題をつきつけられて、教育委員会が現実的に進めていることについて、川田議員は、紹介議員になって、直ちに万全を期せと、もっと早くやれと、この請願を見てそう捉えている。どういう方法が現実的に浮かんでいるのかと。

1つは県教委が言うには奈良高校は仮校舎を建てる間は城内高校、まあ危険なところについては今後対応を聞かなくてはならないが、そういうところを使用しながらやっていくと、それは一つ現実的。いわゆる川田議員はそれでも駄目だと、もっと違うところにすればと、または違う方法で対応すべきだということを考えておられるのかということをお聞きしたかった。

#### 【回答】

教育委員会が知事にあげる回答を可決された時点の判断だが、例えば奈良高校の手前の南側の校舎はIs値0.32、また経年指数を使って計算すれば0.3を下回っており、本来なら北側校舎同様、使用禁止を命じなければいけない範疇に入っている。許容範囲では無いと考えている。ところが体育館も、その本校舎にしても、補強耐震の実設計はもう既にできている。

平成23年に予算がついており、先日の教育長答弁では予算をいただいてもそれを執行するかどうかということであったが、実際執行している。執行して成果物も手元にある、開示請求をかけたところ全部設計図もある。単価計算等はある程度は変わっているだろうが、単価計算はすぐできるので、それを使えばすぐ発注できる段階。

今だったら仮設校舎を建て、本校舎も使うと言っている。特別教室もそうであり、子供の生命身体保護だけでなく、教員もそうであり、ああいう劣悪な環境の中で教員も働いているという問題もある。組合関係者とも先日話をしたが、それは大変だなと。そういったものは安全とかを求めていかななくてはならないのにもう先が分からない。

仮設を建てたが、仮設でずっと3年間いくのか、それとも補強設計ももう執行しているのか、この間から言っているように、そのお金を誰が弁償するのかという事で特別委員会でもその審議はあったが、合理的な理由があれば、例えばその建物が震災で無くなってしまったと、補強しようと思っていたが出来なくなった、これならお金が無駄になっても誰でも分かる。だが方針をちょっと変えている、この間も事務局判断とのことだったので、これは県教育委員会、地教行法第21条規定で教育委員会が決められたもの。それは事務局判断で勝手に変えられない、そういった違法もあると考える。

具体的に、ではどうするかというと、足りない部分の仮設校舎をまず建てて、使える校舎であると判断した場合にはすぐに、設計まであるので補強工事にかかる。体育館も、何かテント型のもを作ると聞いているが、テントで3年間やらせるのか。今の体育館を補強したらいいだけの話。学業の保障も、条例をあげてやる。

以前にも特別委員会で言ったが、それすらできないなら最初から子供を預かるなという話である。募集をストップしたらいい。その辺の判断も無く、あれもやるこれもやると、だが肝心要の、一番行政法の中でトップに位置づけられている、生命身体保護が軽視されるということは、あり得ないことだと思っている。一部の具体例だが、他のところはいわゆる仮設を建てられるところは仮設を建てる。

教育長もこの前答弁があり、使える教室があれば使う、無理だったら仮設を建てると、このような答弁もあると思うので、できる範囲で、ずるずるいくんじゃなくて、早急に、直ちにとというのは一番近い時間でやっていただきたいという意味である。

(川田議員)

だいたい思いは聞かせていただいた。ただ、請願の文中の「残余の3校10棟は何らの措置も講じられない」というのは違うということは確認をしなければならないと思っている。同時に、直ちにとというのは、議員の仰ったそういう意味だろうと理解をさせていただく。

【意見】

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	阪口委員長：創生奈良

藤野委員から、だいたい自分が思っていることは、質問されたが、あらためて少し確認したい。先ほど冒頭で、この請願が出された時のタイミングと、その後の教育委員会の対応が変化しているという説明があった。それを理解されたうえで、この文書をそのまま出されたが、そのことについてはどう思われているのか

【回答】

正式な回答は、教育委員会の可決が11月8日になされてるわけであり、それ以降何もされていない。だから何ら変わってない。ただ、こうしようかとかああしようかとの検討事項の話は答弁で聞いているが、決定事項としてはされていない。あくまで、前も思ったのだが、請願というのは県民のお願いである。審議にあたって、いつも、言葉がとか、この書き方がとかいだけれど、要はこの目的に向かって一生懸命やるということ。

ただ請願というのは、最大の誠意をもって対応するというものなので、できないことも中にはあるかもしれない。法律ではないので。だが、そういうちょっと読み方を、請願法という法の趣旨からいえば、そういうことであるので。前もちょっとこの書き方がとか、一生懸命言っているけど、いやいや一生懸命やるって言ってたってそれを担保していったらいい。

そのような意味で僕達もお願いをしているという状況。今何を言っているかはまだ何の正式の決定も無い段階で、いや変えました、決まっていますとかはそれはちょっと言えない状況である。

(川田議員)

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	岡委員：公明党

今の紹介者の意見は意見として、私もそれなりの意見はあるが、ただ、一般質問、代表質問等での教育委員会のやり取りを聞いていると、だいたい今言われた内容が、3校10棟というのは、おそらく基本的にはもう外しては無いことは現時点においてはほぼ明確で、対策対象にしていると、今回の教育委員会の回答を聞いて、理解しているし、今回の補正予算、14億800万円についてはそういう予算だということの説明を教育委員会から受けている。

そういう意味で私は、あえてこれ以上その3校10棟云々について、請願というのは今仰るように重たいものであるので、文面で、今現在実態として行政がしようとしていることが違っておれば、それは正確に記載すべきものであると考えるのがいいか。

【回答】  
全然分からない。

(川田議員)

分かりませんか。私はそう思う。ある意味これは何とか命を守るために手を打たなくてはという趣旨はよく分かるが、ただ、文章としてもこの中身について、疑問を呈したいと思う。  
【意見】

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	宮本委員：日本共産党

請願10号に関わって、紹介議員の川田議員に一点をお聞きする。私も川田議員が述べられたような、請願に対する意味というものは非常に大事だと思っており、この間特に県立高校の削減計画が発表されて以来、奈良高校の耐震化が遅れていた、放置されていたことが非常に大きな焦点となって、大きく県民の世論が高まり、一定の対応を県教委としても取らざると得ないという状況に県民の声が追い込んできたというような側面があると思う。

文言の細かいところ等、色々意見があるのは承知しているが、私はやはりこの安全を放置してきたことに対する県民の不安な思いや、安全対策を求める強い思いを議会もしっかり受け止めるべきだという立場から、この請願は採択をするべきだと思っているが、改めて紹介議員である川田議員に、この安全性に対する請願者を始めとする県民の不安な思いや声がどのようなものか、どういう思い、気持ちとして表れているのかということを一強調していただきたい。その点だけお聞きしておきたい。

【回答】

まず、県民の思いというのは、温度差はいろいろあるかもしれないが、学校再編の問題も含めてそうであるが、この間奈良高校の保護者が集まる会に呼ばれ、僕も行ってきた。知ってる限りのことは、聞かれたことは一応説明できる範囲で、間違ったことはできませんから、自分が知り得る適正なことは説明はさせていただいた。しかし驚かれていたのが、まず自分たち保護者に対して、ほとんどに近いほど知らない方が多くて、なぜそれが説明が無いんだということを一歩言っておられた。

リスクコミュニケーションの話は、昔からよく議会の審議の中でも出ているが、悪い材料ほど知らせなければいけない。今日も先ほどだが、県民の方から連絡があり、これは全然関係のない高校だが、高取高校のIs値を教えてほしいと、僕に電話がかかってきている。学校支援課に聞いてくださいと、で学校に聞いたら開示請求をかけると言われたとか、ちょっと異常な事態。Is値みたいなものは、もともと予算執行をして調べたもので、開示請求でなく普通に出すのが当たり前。だが今の県教委というか、学校の対応もこれが事実だということ。先生にはこれをぜひ耳に届けさせていただきたい。

やはり学校側も自分の都合のいいような内容を保護者とか育友会を使ったりといったことも開示請求をかけて分かってきて、保護者の皆さんにもそれは知らせました。すると私たちはこんな事聞いてなかったとか、学校とあれだけで勝手にやって、教育委員会がそこに関与されてたかは分からないが、そういう実態も行政文書から明らかになっている。皆さんどう考えられますか。ちょっと普通ではない。

普通そういった状態になって、学校側の説明も奈良高校の保護者の話では、今まで学校側から受けていた説明では、熊本震災でも大丈夫だったんだ、だから問題無いと専門家が言っていると、このような説明だった。でも僕達もおかしいって調べだして、僕達も議員も、非常に僕も反省しているが、僕もこの問題、奈良高校に関しては、教育長に対して、2年前ぐらいから奈良高校の耐震は決算委員会や予算委員会で質疑させていただいたが、ここまで内容が悪いというのもこれは僕もその当時調べてなかったで分からなかったが、去年の決算委員会ではIs値の数値まで指摘して、そういった審議もやっていた。だが動かなかったとか動かさなかったっていうのは、これは議員の責任でもある。

補強設計まで出し、それも執行してお金も使って成果物もあるのに、工事はやってない。このチェックというのは誰がやるのかといえば、議会しかない。物事を多数決で決めていいことと決めてはいけないことあると思う。1+1=2でなってるのに、それをこの答えが正しいかどうかについて多数決をやりはしない。そんなもの誰が見ても今回は早急にやらなくてはいけない、もっと早くやっていたらいけないと明らかになってるわけなので。この期に及んで、色々屁理屈とか意見とかあると思うが、そう言ってる場合ではない。

県教委も真摯に反省されて、学校支援課は本当に夜遅く残られて対応はしていただいているわけだが。せっかくここまで知事も予算をつけるとあで言っているし、先ほどの議論を聞いていたら、そういった予算も含まれているんだ、3校10棟の予算も含まれているんだって言うのだったら、補正予算をわざわざ多めに出したということになる。

普通は精査され、やる分しか予算はあげないが、そこに上乘せして見積もって多めに組んでやる補正予算なんて、採決で可決できない。内容も分からない。財務会計上の当たり前のシステムで、だからその点について、保護者の意見というのはあまりにも情報の非対称性が強く、都合のいい情報しか与えられず、真実の情報を与えられていない。でも情報を知ったら、皆さん頭のいい方ばかりで、モラルの高い方なので、すぐ我々と同様な判断をされて、これはちょっと放置できないということ強く強く仰ってるというのが現状であった。  
(川田議員)

私も関係者から寄せられる声をひとつ紹介すると、例えば奈良高校が来年4月から校舎の使用を停止し、城内高校跡地に移転して、その間にプレハブを建てるということだが、その城内高校の最低Is値が0.34だと分かったということで、これでは現在の0.28よりは若干高いかもしれないが、それも10年前の数値だということでもあり、これではトラの檻からヒョウの檻に移るだけではないか、危険なことは変わらなという声も聞いている。

本会議でも、教育長の答弁でも、できるだけ使用を避けるとか、最大限努力をするという答弁を繰り返されたわけだが、これで本当に県民保護者の間に安全に対する確信が広がったかといえば、そうではないと思うので、私はそういった県民の思いを受け止めるという立場に議会は立つべきだということを申し上げたい。

【意見】

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
説明者	川田議員：無所属

※請願第11号「奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願書」の紹介議員として趣旨説明

平城高校の校友会から出されている請願である。奈良県教育委員会においては、県民から提出された請願が数ヶ月間放置され、同委員会の会議において審議されない案件が数多く発生している。花山院教育委員によると、約50件の案件が提出されているにもかかわらず、長期間、教育委員に内容すら伝えられていない。

また提出者による陳述の要望も実現されず、県民の意見が反映されにくい仕組みとなっている。これは事務局による請願審査の運営方法が教育委員会制度の主旨を没却するものだからである。

多様な立場の者が議論を尽くすことが現代の教育行政の上で必要な条件であり、教育委員会においては請願が直ちに審議され、提出者の陳述の権利を履行しなければならない。よって以下のものを実現するよう請願する。

- 1 教育委員会に提出された請願の文章は、直ちに教育委員に配布する。
- 2 請願の審議に際しては、口頭だけでなく、その審議に必要なかつ十分な資料や議事録並びに客観的データ等を準備し、教育委員並びに請願者に配布して、審議しなければならない。

- 3 請願の審議結果を、請願者に速やかに通知し、一般に公開しなければならない。  
 4 請願者から陳述の要請がある場合、委員会で請願者の陳述を聞かなければならない。

陳情について非常に恣意的な運用がなされている。規則上、必要があれば陳述を求めるとなっているが、必要の意味を読み間違えている。陳述を求めた時点で必要性が生じている。

奈良高校の耐震等についても全部不採択となっている。陳述が皆無に近いぐらい行われておらず、提案している内容と異なる内容を審議している。全く関係ないことを審議して不採択にしている。

教育委員会の規則では、採択の際に賛成者を数えることになっているが、不採択の同意を求めるような、規則に反した採決方法が行われている。民意に真摯に耳を傾け、最低限度のことはやってほしい。請願者の皆さんが、民意を反映した教育行政を強くお願いされているのでご理解いただきたい。

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	岡委員：公明党

陳述をさせなければならないのであれば、そのように規定を改めるべきだと思うが、現行の規定について、どのように判断すればよいか。

【回答】

請願の内容と異なることが審議され、事務局からも違う内容が説明されているが、陳述ができれば指摘もできる。規定を改正していただけるならその方がよい。現行の規定においても、必要の解釈を読み間違えている。

(川田議員)

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	中川委員：日本維新の会

花山院委員によると、教育委員に請願の内容が長期間伝えられていないとあるが、委員からどのような説明があったのか。また、直ちに委員に請願を配付すべきとあるが、できる限り最短の時間でやってもらいたいという趣旨か。

【回答】

一般の方が教育委員との立ち話の中で聞かれた。内容について初めて聞かされたと言っていた。請願の審議にあたっては、事前に内容に目を通して審議してもらうことが当然であるが、それが行われていない。

(川田議員)

陳情処理規程の中で、陳述の必要があれば議決を経て行うと規定されているが、陳情者の要望を踏まえ、きちんと議決をしてほしいということか。

【回答】

請願書において、陳述の機会を求めるという請願をしている。文書によらず要求しているのであれば、必要に応じて呼ぶでもよいが、われわれは書面で求めている。陳情者の声を聞くというのは当然のことである。

(川田議員)

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	岡委員：公明党

※請願第10号「奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書」について質疑

先ほどの議論の中で、紹介者から3校10棟については何も計画されていない、予算が組まれているが、そのことについても具体的な措置がされていないという発言があったが、この間、担当者から受けた説明では、全ての高校に対して14億円余りの予算を充当して対策を考えているという説明を受けており、そのあたりの齟齬があるように思うが、事実はどうか。

【回答】

請願第10号で、耐震化未完了の9校21棟のうち6校11棟だけを対応し、残余の3校10棟は何の措置も講じられない内容であると発覚したと記載されているが、今回の補正予算では、全体で14億円余りであり、まずIs値0.3未満の建物について、奈良朱雀高校、奈良高校、山辺高校、大宇陀高校、高田高校であるが、耐震化まで安全確保措置としての仮校舎設置を、奈良高校の仮の体育館は、多目的の用途に活用可能な木造施設での対応をお願いしている。

また、改築すべき建物については、補正予算では設計の前倒しをお願いしている。Is値が0.3未満に限らずということになるが山辺高校、郡山高校、磯城野高校、大宇陀高校、王寺工業高校の対応をさせていただいている。

なお、校外施設の移動は奈良高校で、城内学舎へ移動する。奈良朱雀高校は補強工事の一部を応急的にするというようお願いをしている。9校21棟のうち、生駒高校の体育館は二つあるうちのひとつであり、使用停止済のため対応は必要ない。残りの8校は全て補正予算でお願いしており、放置することを意思決定したということはない。

(塩見教育次長)

そうすると、8校全てについて対応する予算であるということであるが、これは実際の措置に入ったときに、まだもう少し膨らむ可能性はあるのか。

【回答】

更に対策を講じる場合の予算については、今後検討ということであるが、そういった場合は、予算の範囲内の対応が出来るかどうか見極めた上で、更にそれでは足りないような、いわゆる予算を新たに組むような必要があるものが出た場合は、改めて予算要求させていただくことを考えている。

(中西学校支援課長)

大変重要な答弁と思う。今回、このように大きく流れが変わった、教育委員会も一生懸命取り組もうとしている姿勢は評価している。その中での補正予算であるので、完璧であるかどうかについては多少我々も配慮しなければならない面がある。現時点について考えられる可能性、膨らむとしたら何が予想され、どの程度の規模か。どういうことが想定されるのか。

【回答】

現時点で具体的に示しているものはないので、具体的なことは申し上げられないが、例えば今回補正であげた、仮設校舎を建てる等々の大きなものが必要になった場合は、予算要求しなければ執行は難しい。そのため、このような場合が想定される。

(中西学校支援課長)

請願書では3校10棟となっており、請願を出すときには3校10棟について、事務方の話では対応しないという説明があったがその事実関係はいかがか。

【回答】

Is値0.3未満は、校舎等の使用停止をし、仮設校舎で対応する。それ以外の部分は、新たな仮設校舎を作るような対応はないが、今回補正予算で要求させていただいたように、改築を前倒し、早期の耐震化に向け対応をする。

(中西学校支援課長)

もう1度確認だが、今考えられる対策については、今回の補正予算に組んでおり、今教育委員会で考えられる対象校の耐震対策は手を打っているという理解でよろしいか。今後新たな課題が出てくれば当然それも迅速に対応すると、場合によっては更なる予算措置も考えているとまとめさせていただいてもよろしいか。教育長お答えください。

【回答】  
そのように理解いただきたい。

(吉田教育長)

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	藤野委員：国民民主党

耐震化についての緊急対応として、使用停止がされたということを生駒高校も含めてお聞きしたが、 $l_s$ 値が0.3以上0.7未満の校舎について、教育長は本会議の答弁で最大限出来るかぎりの努力をすると答弁をされていたが具体的な検討状況はどのようなものか。

【回答】  
 $l_s$ 値0.3以上0.7未満の校舎への対応については、具体的にはカリキュラムの工夫によって建物の使用を回避出来ないかどうか、あるいは、鉄骨支柱やスリット、建物の柱が変化性に弱い場合は折れてしまう場合もあるので、変化性を高めるためにスリットを入れるという工法もある、そのような応急補強の実施ができないか、あわせて再度避難経路の確認、ソフト面の対応をしっかりとしていく検討していきたいと考えている。

(中西学校支援課長)

そのような取組の検討をしているということで、ここはやはり速やかに対応をお願いし、万全を期すべきと思う。

【意見】

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	中川委員：日本維新の会

事実関係について2点確認したい。一つ目は残余の3校10棟の数値について、9校21棟から6校11棟を引いて残り3校10棟という書き方になったと思うが、この書き方が正しいかどうか。二つ目は、今後3年以上もの期間を放置するという意思決定を行ったという書き方があるが、実際は設計の前倒しであったり、補正予算をちゃんと組むように知事部局に求めていくといったことも含めて、議決があったというように記憶しているが、このへんの書きぶりについて事実関係はどうだったか説明をお願いする。

【回答】  
最初の3校10棟について、確かに $l_s$ 値0.3~0.7未満のところは10棟あり。ただし3校は、おそらく9校から6校を引いて残り3校と理解されたと思うが、実際には8校10棟である。

3年間放置ということについては、先ほど申し上げたように改築が必要なところ、耐震補強工事が必要なところは、出来るだけ早く完了させることを考えており、3年間、なかには4年間というところもあるが、それを放置するという考えではない。特に改築については、設計で前倒しにして耐震化を早く進めたいということで取り組んでいる。

(中西学校支援課長)

意思決定を行ったとの表現につき、定例会議の議決事項として、意思決定の中で放置するような内容であったのか、あるいは補正予算を求めるであったり、実際にはちゃんと否定するという可能性もあるのでそのあたりを念のため聞いておきたい。

【回答】  
 $l_s$ 値0.3以上のところを放置するという意思決定を委員会でされているということはない。前倒しの改築については、前倒しで進めていきたいということは委員会で報告し、それは確認いただいている。

(中西学校支援課長)

報告の中でそういう意思を示し、特に異論がなかったということで、議決はとってないが、そういう内容があったというのでよいか。

**【回答】**

定例教育委員会の中で対応方針、内容について報告し、それを承認、議決いただいたと捉えている。

(中西学校支援課長)

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	宮本委員：日本共産党

請願第10号は先ほど紹介議員からあったように、中身は県立高校の建物について安全対策を求めるという内容のもの。要旨の中に若干書きぶりや解釈上の違いから不正確な表現があるということは先ほどのやりとりから明らかであるが、請願者、紹介議員の安全対策を求めるという思いを受け止めるべきという立場から何点が聞きたい。

6月議会の前に県立高校の再編計画が発表されたが、駅にも近く自由な校風の平城高校を一方的に閉校させ、その跡地に耐震強度の低い校舎を複数抱えた奈良高校を移転させるという前代未聞の手法に驚きと批判が集中した。

特に耐震強度が低い上コンクリート強度も不足し、改築が必要とされていた奈良高校の普通教室棟や、最小1s値が0.05と低く、即時使用停止が求められる状況の体育館について、2010年には実施設計までされ、今後の耐震化まで見込まれていた状況であるのに、2015年の時点でこの工事を中止されていたということが分かった。こういう対応についての不信感や不安感がこの請願にも表れている。

実施設計までしたのに、やらなかったということで教師や生徒の安全が後回しにされていたという点について真摯に反省することが必要と思うがその点はどうか受け止めているか。この請願を改めて受けて述べていただきたい。

**【回答】**

体育館の実施設計をしたあとの工事を止めたのは私である。体育館や本館の工事の設計をしたことで、体育館について耐震補強を1億8千円程度かけて実施し、全部を現地で建て替えるという意味決定はされていない。

それは耐震集中期間の中に奈良高校の改築が含まれていなかったという事実もある。改築ありきで進められていたという解釈は異なる。現地で改築することが困難という判断が当初されていた。その困難性について、本当に可能かどうかの確認のためコンサルに依頼をした。現地での調査の結果、今後の工事のありかたも考えればコンサルは工事に4年間かかるとのこと。

改築に4年間かかることと、生徒減少に対応出来ないということが適正化を考えてきた最大の理由である。生徒減少がこの10年間で、これから来年、再来年位に大きな生徒減少がおきる。これは300人規模の生徒減少が続けて起こり、1000人の生徒の減少になることに対して、どのように学校で対応するかの議論、生徒減少への対応という課題は、そのときに見えていたと考える。これは耐震集中期間の中で奈良高校が入っていなかったということなので、そのように理解をしている。

したがって、耐震化を早期に実施すべきということには責任を痛切に感じているが、耐震化だけを早期に対応する予算によって、耐震化の完成させる計画をあげるよりも、やはり適正化で学校全体のあり方をどのようにするか、資質向上を含めてどのようにするか考えることは、将来のために必要であったと思っている。

(吉田教育長)

私の質問の1番の焦点は実施設計したけども実施をしなかったということであり、このことにより命が危険にさらされたということ。今後3年間危険な状態が続く状況にあり、今回プレハブを建てる、城内へということ、一定の回避はするというものであり、危険にさらされたということについては一定の反省はあるという答弁だったが、そこがいまいち県民に伝わっていないと受け止めている。その点はどうか。



【回答】

それは改築をするということになっても、もう1年かかるわけであり、同じ状況。この時期に移転をする、改築をするということを決めた時点で3年間、4年間というものに対して、子供達、教職員の命、安全性に対してのその間での認識が不足していた、甘かったということは真摯に反省をしている。

(吉田教育長)

認識不足ということが言われたが、私は集中期間に奈良高校が入っていなかったのは何故なのかとずっと考えている。ひとつ思うのは改築は困難という話があったわけだが、2016年3月に出されたコンサルによる報告書には、出来るという回答であり、困難というのは思い込みだったのではないかと。

あわせて、集中期間に奈良高校が入らなかった原因の大きな一つとして、予算のかかる体育館の耐震化と本校舎の建て替えというのを後回しにしたというのが最大の原因ではないかと思っているがどうか。

【回答】

それを先にすれば生徒減少にどのように対応するのかというのは逆に後で考えることになる。だからその当時の判断で残してきたというのは、生徒減少ということの大きさがそのときに分かっていたということである。

(吉田教育長)

生徒減少や再編成のことをリンクさせ、耐震化を後回ししたというのが根底にあって、この不安を招き、県民の教育行政に対する不信感を招いているのではないかと考えている。この請願については県民の思いも受け止めて、根本に再編成とリンクさせたことによって危険を放置してきたということに対する反省を促すという意味でも採択すべきと思っている。

【意見】

項目	奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命および身体を守るために万全を期すことを求める請願について
質問者	

※各会派からの意見陳述後採決

全部採択

反対7名：田中副委員長、中川委員、藤野委員、岡委員、米田委員、出口委員、粒谷委員  
賛成1名：宮本委員

一部採択

反対6名：田中副委員長、藤野委員、岡委員、米田委員、出口委員、粒谷委員  
賛成2名：中川委員、宮本委員

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	藤野委員：国民民主党

※請願第11号「奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願書」について質疑

花山院教育委員によると、約50件の案件が提出されているにもかかわらず、長期間、教育委員に内容すら伝えられていないという点について、事実関係についてお尋ねしたい。

【回答】

花山院教育委員に私の方から確認させていただいた。教育委員会が終わった後、平城高校関係者から、廊下ではなかったと思うが、請願について聞かれたとのことであった。花山院教育委員からは回答を控えた方がよいだらうとの判断から「知らない」と答えたのは事実であるとのことであった。ただ、このことが50件もの請願が長期間内容すら伝えられていないという形で理解されていることについては、委員本人も大変驚かれており、まったく意図（吉田教育長）

陳情処理規程についてだが、第3条で、正確な調査をしこれを委員会に報告しなければならないとなっている。今回のような請願、陳情が提出された場合、処理の仕組みについてはどうなっているのか

【回答】

委員お延べのとおり、陳情処理規程の第3条において正確な調査をしこれを委員会に報告しなければならないとなっている。事務局における具体的な手続きについてだが、まず、請願された内容の事実関係を把握することとしている。次に、教育委員会事務局における対応状況、検討状況等を確認し、法的観点からの検討内容も踏まえ調査し、整理表にまとめている。この整理表に必要な応じて添付資料を添付し、教育委員へお渡ししている。

(塩見教育次長)

調査、資料作成から委員への資料配布まで、各調査内容毎にある一定期間かかると思う。放置することはあり得ないと思うが、現実に放置したという事実はあるのか。

【回答】

放置しているという事実はない。請願書を受理したのち、次回の教育委員会開催までのタイミングで請願書を送付しており、合理的な時期に配布は行っているものと考えている。

(塩見教育次長)

このような請願が出たということは、請願者の方が、何の審議もされていないのではないかと、捉えているということだと思う。

陳情処理規程に基づき、正確な調査を行い、一定の期間で様々な書類を作成し、教育委員会に諮るまで時間を要することについて、請願者へ説明をしているのかお聞きしたい。

また、この請願者の方々が出された請願についての対応状況については現在どのようになっているのか。

【回答】

9月後半以降、正確には今は分からないが約40、50件ほどの請願が教育委員会に出されている。非常に細かい内容の請願であるため、その正確な調査に時間を要しているのは事実であり、最近出てきた請願についてはまだ正確な調査ができていないものもあるのは事実である。ただ、9月以降出てきた請願については、一件一件、丁寧に正確な調査をし、定例教育委員会において諮っているという状況である。

(塩見教育次長)

誠実に対応処理をしているということで間違いはないか。

【回答】

請願の内容には例えば、仮設校舎建設に関するものもある。これに関しては、文教くらし委員会の委員からもご意見等いただいております。予算のことも含めて議会へも説明させていただく必要がある。正確な調査を行い対応させていただくためには、時間を要するという事についてご理解いただきたいと思います。

(吉田教育長)

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	中川委員：日本維新の会

請願の実際の処理について、次回の教育委員会開催される事前に、請願書等を送付しているとのことであったが、もう少し詳しい話を聞きたい。

例えば、請願書が9月初旬に提出され、定例教育委員会が9月25日に開催されると仮定した場合、開催日の概ね1週間前までに告示をしており、同じ時期に各教育委員へ通知を送

付することとしている。そのタイミングで、提出された請願書についても合わせて送付している。

(塩見教育次長)

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	宮本委員：日本共産党

約50件の請願について、具体的にどのようなものが提出されているのか、いくつか紹介していただきたい。

【回答】

手元に資料がないため正確ではないが、例えば、陳述の機会を与えることを求める請願などがあった。また、奈良高校耐震化の関係の要望を踏まえたような請願もあった。高等学校再編の関係では、対外的な説明を求めるような請願もあった。

(塩見教育次長)

提出された請願については、いったん事務局で調査をしてから教育委員へ送付しているのか。もしくは送付と同時に調査を行っているのか。

【回答】

受理したのち、まずは請願書を教育委員へ送付している。

(塩見教育次長)

できるだけ速やかに請願書を送付しているとのことだが、なぜ今回のような請願が出てくるのか。県民や関係者の声が教育委員会へ届かないという想いが、今回の請願となっていると思う。例えば、11月に行われた奈良高校保護者への説明会においても、教育長は足を運ばれず、不信感を募らせる結果となった。平城高校における説明会の際にも教育長は足を運ばれなかった。教育長自らが説明をしてこなかったことも、今回の請願のきっかけになっているのではないか。

【回答】

事務局には各担当課があり、各担当課から説明をさせていただきたいと思っている。反対されている方については、私が説明したからといって理解していただけるのか。私は議会を中心に説明をさせていただくことが自分の責務だと思っている。前回の再編の際にも、耳成高校や畷傍高校の保護者に対し教育長が自ら出向いて説明をされたのか。全体的な考え方について説明はさせていただくが、全てに自ら対応するのが私の責務だとは思っていない。

(吉田教育長)

反対する人には教育長は説明しないということになる。その姿勢がこのような不信感を招いていると思う。前回はそのような反省があったため、県立高校将来構想審議会の最終答申で、具体的な整備計画の立案にあたっては関係者から意見を募るべきとの答申が出ている。

【回答】

反対する人に対して、自ら説明しないという意図では言っていない。

(吉田教育長)

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	岡委員：公明党

陳情について、軽易な事項は教育長限りで処理することができると規定されているが、実際の運用はどのようになっているのか。

【回答】

この規定は今まで使ったことはない。

(塩見教育次長)

どんな陳情でも、速やかに委員会に報告され、審議されていると理解してよいか。

【回答】

請願書は教育委員に速やかに送っているが、すぐに委員会で審議されているわけではない。

(塩見教育次長)

9月以降、請願が50件出ているとあるが、最近急激に増えているのか過去の実績を伺いたい。

【回答】

今までは出てきておらず急激に増えている。

(教育長)

教育委員会として、事実関係の調査に時間を要するのはやむを得ないかもしれないが、請願の趣旨は理解できる部分があるので、趣旨に基づいてやるべきと思う。本人から陳述の要請があった場合、ルールはどのようになっているのか。

【回答】

本人から陳情したいとの請願があった場合は、教育委員会で採択・不採択の裁決をすることになる。それとは別に、委員会の意思として、教育委員会の議決によって、陳情者に陳述させることができる旨の規定も設けられている。

(塩見教育次長)

陳情者の意見を聞いたうえで、委員会として採決するのが自然な感じがするが、もう一度説明をお願いしたい。

【回答】

教育委員会の議決によって、陳情者から陳述させることができると規定されているので、必要があれば議決のうえ、陳述してもらうことになる。

(塩見教育次長)

例えば議決する前に、陳情者から陳述の要請があった場合、その場に呼んで陳述させることはできるのか。

【回答】

委員会の意思決定として、陳情者の出席を求めることができる。

(塩見教育次長)

陳情者から要請があった場合、委員会で呼ぶかどうかの議決をしたうえで出席させるという理解でよいか。

【回答】

教育委員会の議決で、出席を求めるべきとなれば出席をしてもらい、その上で陳述してもらうことになる。

(塩見教育次長)

陳情者から陳述の申出があった場合の取り扱いはどのようになっているのか、もう一度確認したい。

【回答】

陳述の必要性を教育委員会が判断し、陳情者から陳述してもらおうとなれば、議決により陳述してもらおうことになる。

(塩見教育次長)

陳情者の要請がどうであれ、教育委員会の議決がなければ、陳述できないという理解でよいか。

【回答】

陳情処理規程の解釈ではそのようになる。

(塩見教育次長)

行政側で恣意的にコントロールされる危険性もあるため陳情者が積極的に参加できるような制度改正は可能なのか。

【回答】

事務局でコントロールすることはなく、教育委員会で委員が決めることになっている。規定の検討は1つの課題かなと思う。

(塩見教育次長)

自由闊達な議論ができるような環境が望ましい。これから改善の余地もあるのではないかと思う。

【回答】

全ての請願を教育委員会に諮るという方向で行っている。請願の内容も全て公開させていただき、丁寧に対応するように努めていきたい。

(吉田教育長)

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	中川委員：日本維新の会

規程上、陳情者に請願者が含まれるのか。

【回答】

規程において、「陳情または請願等」を陳情として用語を整理しているので、そのような理解で問題ない。

(塩見教育次長)

項目	奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願について
質問者	

※各会派からの意見陳述後採決

全部採択

反対6名：田中副委員長、中川委員、藤野委員、  
米田委員、出口委員、粒谷委員  
賛成2名：岡委員、宮本委員

一部採択

反対5名：田中副委員長、藤野委員、  
米田委員、出口委員、粒谷委員  
賛成3名：中川委員、岡委員、宮本委員

項目	奈良高校の仮設校舎について
質問者	粒谷委員：国民民主党

今回の補正で奈良高校の生徒の安全をどう担保するのか、その為にいわゆるプレハブを建築すると思うが、10月頃、プレハブの建設を是非ともお願いする旨の要請のメールや手紙を父兄からたくさんいただいた。

早速自民党として、公明党もであるが、生徒の安全を担保する為にはプレハブの建設が必要だと知事に要請した。それにより補正に計上されていたと思う。その中で11月頃に県教委からプレハブ建設に9ヶ月位かかるとの話があった。

このプレハブを何とか早く建てられないかということで、建築基準法に則って建築確認を取るとことと、超法規的措置というか、災害時の仮設住宅は1ヶ月位でできるが、それと同じにできないかとの話がある。建築基準法第85条では、今回のプレハブはいわゆる緊急的なことにはあらず、一般的な建築確認等の事務によらないと思うが、この点県教委はどのように考えているか。

【回答】

建築基準法第85条第1項には災害発生時の仮設住宅の建築確認申請の手続きを取らなくていいとなっている。今般の仮設校舎設置については正規の建築確認の申請が必要である。  
(中西学校支援課長)

この建築確認の認可権限は奈良市。一般的な流れでは、12月14日の議会最終日に補正予算が可決されてからの執行となり、設計業者を今後決めなければならないが、その時に公告し設計業者が決めるため、一般的には約一月位かかる。

その後、建築確認事務が終わり、設計入札が終わり、事前審査がある。これも一般的には一月位かかる。その次に本申請で約2週間位のが一般的な流れ。その上で施工業者の入札となる。この入札も公告をして一月程の期間が必要だと思うが、流れはこれでいいか。

【回答】

仮設校舎の建築確認までの流れは、まず設計するための入札等が必要。設計等をした後に工事を施工するまでに建築確認の申請をし、委員お述べの流れで事務を進めていきたいと考えている。

建築確認申請の手続きは水面下で奈良市と協議しており、出来るだけ早く手続き完了してほしいと要望をしている。

まずは、こちらが申請をしないと始まらないのでそこに向けて準備を進めている。

(中西学校支援課長)

奈良市もこの問題は重大な関心があり、行政間で一日も早い事務手続きをお願いするが、ある程度の期間は必要となる。今言ったように入札となると正規の手続き期間が最低限必要。その中で例えば随意契約という方法もあると思う。

地方自治法第167条の2の中で随意契約は一定の少ない金額であるとか、契約の相手が特定できるものとか、災害時など、これ以外はしてはだめだとあるが、可能なら随契をする思いはあるのか。

【回答】

手続きを早く進めるという点では随意解約が有利な事もあるが、地方自治法施行令第167条の2第1項に随意契約が出来る範囲が決められており、少額のもの、天変地異その他、いわゆる災害の発生時、二次災害を防ぐ為などであれば、緊急随契と言う事で入札手続きを行わずに見積もり合わせて実施する事が可能である。

これが可能なのであれば実施したいが、規定上はお答えしたとおりなので正規の入札手続きを進めたいと考えている。

(中西学校支援課長)

父兄の要望で私も何をすれば少しでも早くなるか、例え一月でも前倒しにならないかと思う。ハードル的には難しい部分もあると思うが、一つの方法として設計と施工と一緒にやるという方法もあると思うが、この点についてはどう思うか。

【回答】

委員から一月でも早く工事が出来るようにという事であるが、私どもも同じ思いである。

通常の建物の新築は、設計実施後に建築工事を行い、それぞれ入札する。しかし、今回の仮設校舎の設置は設計と施工を一体で発注する事で入札回数を減らし、入札手続きに必要な時間を短縮したいと思っている。これにより一月の期間短縮を想定している。

また、建築基準法の計画通知は、確認者である建築主事と協議をしながら確認を受ける手続きができ、最終の施工者が設計する事で、施工時の手戻りもなくすことができ、工期の短縮も期待できると考えている。

(吉田教育長)

そうであれば、当初は最大9ヶ月であったが、今教育現場では例え一月でも二月でも早く仮設校舎が完成し、一日も早く安全なところという気持ちであると思う。出来るだけ最大の配慮をお願いしたい。また、父兄にもしっかり説明いただきたい。

【要望】

今回、城内学舎に移転される、先般の生駒の説明会でいろんな意見が出たと聞いている。学年が分断される、部活動も分散される、公明党からも質問があったがシャトルバスや交通費助成等色々あり危惧される。香芝の樟蔭短大について昨年3月に閉校されて、おり、約千人規模の学生のキャパシティで、ここはいかがかと申し上げた。検討状況はどうか。

【回答】

大阪樟蔭短期大学の事と思うが、大学側にも確認した。学校の規模としては、大きく千人以上の収容人数であるが、一つは距離が遠いこと、教室を使う際に講堂等は多くあるが、高等学校のホームルームとして使う部屋としてはなじまないものがあるところもある。

特別教室、理科室などとして使うには一定の工事も必要で、県所有でない建物の工事という点でも困難があると思う。そのような点でここを使うのは難しいというところである。  
(中西学校支援課長)

城内高校に一部学年が行かれる事で、良い場所であると思ったが、ここもIs値が必ずしも高いわけではなく0.34とか非常に危険な状態である。

そこで申し上げたのが樟蔭短期大の跡地であり、ここは耐震構造であり、建物もきれいである。遠いが交通費助成などをあわせて行えば、グラウンドもあり3学年一体で学習できるという思いであったが、タイミングも逸しており、いろいろな弊害もある。

ただ、城内に通うこともいろいろな問題がある事も父兄から指摘されている。これについては、来年の予算で当然いろんな面で処理されると思う。非常に危機的な状況であり、知事も全面的に推進すると言っているのだから、生徒に最低限度何が出来るか、しっかり予算付けをしていただきたい。私どもも協力するので、生徒には不自由かけるが、その中で精一杯の対策をお願いしたい。

【要望】

項目	シャトルバスについて
----	------------

質問者	岡委員：公明党
-----	---------

シャトルバスについて、特にクラブ活動の移動などの手段を講じてほしいとの要望が強いがどうか。

【回答】

部活動ごとの移動の可否や教員の配置も含めて、今後具体化していきたい。生徒が二つの校舎に分かれている約一学期間の教育活動に支障が起らないような対策を考えていきたい。

(吉田教育長)

来年度の予算に反映していただきたい。

【要望】

項目	教員の配置について
質問者	岡委員：公明党

奈良高校は郡山の城内と2カ所に分かれて授業されることになるが、担当教員の問題について、どのように考えているのか。

【回答】

校地が2つに分かれることによる教員の配置について、学校において、可能な限り校地間の移動が発生しないように、カリキュラム上で工夫がとれないか現在検討しているところである。今後、配置については、学校長からも丁寧に聞き取りを行って教育活動に支障がないよう取り組んでいきたい。

(香河教職員課長)

法律で生徒数に基づく先生の定員が決まっている。そうすると定員外の講師でフォローしないといけないと想像する。お願いであるが、先生方は、今まで1カ所で授業をやるよりもたいへんになるはずなので、十分配慮をし、来年度予算の中にもその分を考えて提案してもらいたい。

【要望】

項目	生徒の通学について
質問者	岡委員：公明党

新1年生は城内校舎に通学することが前提として入学するが、現1年生については、新たな負担が増えることになるがどうか。

【回答】

現1年生はこれまでの通学方法と異なり不便や負担をかけることを認識している。シャトルバスなど具体的な移動方法について、どのような対応ができるかどうかを検討する。通学にかかる費用に関する、個別の保障への対応は非常に難しいと考える。

(大西教育振興大綱推進課長)

来年度の予算に組み込んでいただきたい。

【要望】

項目	10月23日開催の文教くらし委員会臨時会での要望について
質問者	阪口委員長：創生奈良

10月16日に奈良高等学校育友会の陳情を受け、10月23日に臨時の文教くらし委員会を開催し、この陳情書について、数点、例えば奈良高校の仮設校舎の早期建設、仮設校舎設置までの対応等の要望を教育長に行った。

要望の対応をしていると思うが、私の自宅にもメールや手紙等も来ており、今日の委員会についてもインターネット中継を見られていると思うので、この要望について、真摯に対応しているのか、明確に答弁いただきたい。

【回答】

10月23日付けで文教くらし委員会の委員長から要望をいただいている。その対応状況としては、先ほども説明したが、改めて説明する。まず1点目について県立高等学校仮設校舎の早期設置ということについては、奈良高校の1s値0.3未満の建物は、代替施設として仮設校舎を設置する。仮設校舎は、できるだけ早く設置できるよう努力している。

2点目に県立奈良高校の仮設校舎設置までの応急対応は、1s値0.3未満の校舎を使用停止し、安全確保措置として、城内学舎を利用することとした。なお、壁のクラック等については、補修をするということで、先週末に補修工事を実施している。

3点目の奈良高等学校屋内運動場の対応については、使用停止をし、仮設の設置も含めた代替施設の確保により対応をすることとしている。近隣の学校等の施設も使用できるように、教育委員会や校長にもお願いしたところである。

(吉田教育長)

それでは、今回の要望を受けて、対応いただいているということで理解してよろしいか。



【回答】  
また、先ほどからも様々な要望をいただいております、それらも含めて真摯に対応していきたいと思う。  
(吉田教育長)

項目	シャトルバスについて
質問者	阪口委員長：創生奈良

シャトルバスについては、具体案が必要。予算について伺いたい。

【回答】  
現時点では明確に回答できないが、今後、シャトルバスについては、実際にかかる時間や利用する区間、必要台数などのモデルを考えながら、予算も含め、検討してまいりたい。  
(大西教育振興大綱推進課長)

要望が特に強いので、是非実行いただきたい

【要望】

項目	台風21号の災害対応について
質問者	岡委員：公明党

台風の影響で奈良高校の法面崩壊の災害があった。それから、昨日、生駒高校の渡り廊下等を現地で確認した。関連して、台風で野球の練習に試用しているバックネットも台風で崩壊していた。

この約1億2千万円の中に生駒高校のバックネットの対応予算も計上されているのか。また具体的に奈良高校の法面修復と生駒高校の渡り廊下は、いつごろ完成するのか。

【回答】  
台風21号等の災害の関係で、奈良高校の法面・生駒高校の渡り廊下とバックネットが被害に遭った。まず、奈良高校の法面は、今年度災害査定を受け、今年度中に契約発注をする予定である。工事は31年度中を計画し、およそ1年かかる計画である。  
生駒高校については、バックネットもこの予算に含まれている。生駒高校は来年度工事を実施させ、3ヶ月から4ヶ月程度の工期の予定である。前段の作業もあるので、学校運営に影響の無いように実施時期については学校と調整する。  
(中西学校支援課長)

できるだけ早期にそれぞれ対応していただきたい。  
業者や災害査定のこともあるので、引き続きよろしく願いたい。

【要望】

項目	旧城内高校の一時使用に伴う通学の安全について
質問者	藤野委員：国民民主党

城内高校跡地に奈良高校の生徒が通学することになる。朝の通学時間帯は大変混雑する。とりわけ踏み切りの交差点は歩行者、自動車、バイク、自転車が行き交うことになり、非常に危険な場所である。以前、城内高校があった際は、城内高校の生徒と郡山高校の生徒が近鉄郡山駅を利用して学校に通っていたが、その時と現在を比べると交通量など交通環境も大きく変わっている。朝の通学の安全対策等を考えていただきたい。

【要望】

項目	教育委員会の点検評価について
質問者	藤野委員：国民民主党

インバウンドで多くの外国人が来日し、外国人とふれあう機会が以前より多くなっていることや、入管法改正案が可決され4月から施行されると、外国人労働者が増え、家族が同行することもある中で、外国人にどういう思いをもって接するのか、差別なく平等の思いでやっていかなければならないことを子どもの時から教育していくことが非常に大事だと考えている。

「点検・評価結果報告書」では、学校における人権についての理解を深める教育の実施状況において、外国人問題の取組が他の問題と比べて少ないように思う。外国人問題に関して、どのような内容の人権教育をされているのか。具体的にどのような問題を人権として捉えて教育をされているのか。

【回答】

外国人問題を取り扱う率が低いことについては、おそらく小・中を併せた率としていることによるものと思われる。発達段階に応じてどのような時期にどのような人権教育を行うのがいいのかということがこの率に影響しているのではないかと推測される。小中を別に統計を取るなど、再度分析をさせてもらいたい。

奈良県においては、これまで、在日韓国朝鮮人問題への取組から始まり、様々な在日外国人の問題を中心に外国人についての理解を促進するということを中心に学習している。今後も外国人にとっても暮らしやすい社会づくりに向けた人権教育の推進に努めて参りたい。  
(吉田教育長)

今後深く外国人問題についての人権教育を進めていただきたい。

【要望】

項目 いじめ問題について

質問者 藤野委員：国民民主党

10月末発表の平成29年度調査結果で、いじめの認知件数が前年度より増加したのは、些細な問題も認知したからだと聞いている。概要を伺いたい。

【回答】

平成29年度問題行動調査結果によると、本県の小・中・高・特別支援学校における1,000人当たりのいじめの認知件数は、平成28年度は全国平均を下回っていた。平成29年度は全国平均を6.6件上回る37.5件で全国14位であった。

増加の要因としては、いじめの積極的な認知に努め、些細、軽微ないじめの芽や兆候も認定できるように、県で一斉に実施している「いじめに関するアンケート調査」の調査方法を工夫したことがあげられる。またこのことにより、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの定義への理解が学校現場に浸透し、認知件数が増加したと肯定的に捉えている。認知件数は少なくすることが目的でなく、細かなところから認知して重大な事象を防ぐ努力が必要という姿勢で取り組んでいる。

いじめの内容としては、各校種とも「冷やかしゃ、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多い。小中学校では「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」が続いている。一方、高校では「パソコンや携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをされる」が次いで多い。

(相知生徒指導支援室長)

隠れている本質的ないじめについて、アンケート以外で抽出する相談体制や、学校としての体制づくりを行っているか。

【回答】

いじめ防止等の取組として、県教育委員会では、平成27年度に全ての公立中学校、平成29年度に全ての県立高等学校へスクールカウンセラーを配置し、いじめ問題等で悩む児童生徒やその保護者への支援を行い、小学校へは中学校配置のスクールカウンセラーを派遣している。また、生徒指導支援室教育相談係では、来所、電話、メール等による教育相談を充実させ、いじめの早期発見と対応につなげている。

教職員に対しては、初任者、中堅教諭、管理職等を対象に、いじめに関する研修を年間約40回以上実施している。各学校では、認知した事象について、いじめ解消の定義に基づき、いじめが止んでから3か月間は必ず見守っている。学校の解決までの取組を県教育委員会でも把握し、各学校からの相談にも応じている。

また、各学校では、県教育委員会が作成した「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」などを活用して、組織でいじめについて認知し、その対応に当たっている。困難なケースについては、県教育委員会から指導主事を、医師、臨床心理士等外部専門家とともに派遣し、学校とともに対応している。

いじめを認知して適切な対応ができる学校現場であるよう、県教育委員会も支援していきたいと考えている。

(相知生徒指導支援室長)

本質的ないじめについて、学校で体制づくりを行い、いじめの解決につなげた取組はあったか。

【回答】  
あった。

(相知生徒指導支援室長)

項目	生徒減少に対する対応について
----	----------------

質問者	宮本委員：日本共産党
-----	------------

中学校の卒業生のうち10%は県外の私立高校に通っている。専願受験の5%を除くと、5~7%の公立不合格者が県外の私立学校に通っている計算になる。県内の私立高校の魅力化も大事だと思うが、県立高校の定員率65%を段階的にでもいいので増やしていくことが必要ではないか。

【回答】  
過去の統計を見ても、倍率の高い学校において定員を増やしたとしても全員受け入れられる状況にはならない。典型が郡山高校である。郡山高校の定員を12クラスに増やしても、受検する生徒全員を受け入れられない実態がある。生徒が行きたい学校の動向というものは変化するため、定員率を上げてうまく定員を配分しても県外への流出を防ぐことは難しい。  
(吉田教育長)

項目	高校再編について
----	----------

質問者	宮本委員：日本共産党
-----	------------

県立高校総合寄宿舍、畝傍寮・かぐやま寮を中南和地域高校の進学の出発点にするようなことは考えられないか。例えばかぐやま寮、畝傍寮の利用対象地域を拡大し、生駒市や生駒郡など北和地域から中南和地域に進学する動機にするといったことも考えたら良いと思うがどうか。

【回答】  
総合寄宿舍は交通条件に恵まれない山間地に住所を有する等、通学に困難な事情がある生徒に宿泊の便を供するとともに、秩序ある共同生活を行い心身の健全をはかるという目的で設置されている。

入寮資格は、親権者や未成年後見人が条例に定める指定区域内に住所を定めることとしており、指定しているのは曾爾村、御杖村、黒滝村、天川村、野迫川村等々の10村及び奈良市、五條市、宇陀市等々の市町村の一部の地域であり、いわゆるへき地である。へき地の生徒の高等学校選択の余地を狭めることのないように就学の機会を保障する目的の寮である。

ご指摘の、県北部の生徒にも対象地域を拡大してはどうかということであるが、今後の総合寄宿舍のあり方に関連して検討すべき課題と考えている。

(中西学校支援課長)

総合寄宿舍について、9月議会の一般質問でお湯が出ない、シャワーヘッドが壊れている、食事が酷いなどの声があることを取り上げたが、その後どのような改善がされたのか。

【回答】  
特に畝傍寮に関して今年度対応したのものとしては、施設のお湯が出ないとの問題に対し、洗面所の壁掛け式の電気給水器を設置した。

また、生活上の環境としては、インターネットの利用のためインターネット引き込み工事を行った。施設面でいうと当然のことではあるが、ガス漏れ警報器の取替等々を行っている。インターネットの引き込みは同時にかぐやま寮にも行っている。今後も身近な環境改

善に努めてまいりたい。

(中西学校支援課長)

項目	特別支援学級と通常学級との交流及び共同学習について
質問者	宮本委員：日本共産党

特別支援学級の児童生徒が、交流及び共同学習という形で通常学級の児童生徒と学ぶことにより、40人を超える学級があると聞く。このような学級はどのくらいあるのか。また、このような状態の時に、子どもの学びが適切に保障されるために、どのように留意しているのか。

【回答】

小学校及び中学校の学習指導要領において、障害のある子どもと障害のない子どもとの交流や共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすることと規定されている。このことを踏まえ、特別支援学級の子どもと、通常学級の子どもとの交流や共同学習は、各学校において、行事や授業等において積極的に取り組まれているところ。

特別支援学級と通常学級との交流や共同学習を、結果として40人以上の集団で実施している学級は、本年9月1日現在、県内の小学校で30学級、全学級数の1.2%、中学校では31学級、全学級数の2.8%である。

県教育委員会としては、交流や共同学習を実施する際には、特別支援学級と通常学級の担当教員の間で、事前に教育目標や教育的効果、また、実施計画等について共通理解を図った上で、校内の協力体制を構築し、個々の子どもの学びが十分になされるように配慮する必要があると考えている。

今後も、各小・中学校において、効果的な交流や共同学習の充実のため、各市町村教育委員会に対して、実践事例等も示し、適切な教育環境の設定と校内体制の構築等について助言を行う。

(深田学校教育課長)

学校の判断で実施されていると思うが、子どもたちに無理のないように、また、教員の負担にならないように配慮していただきたい。

【要望】

項目	発達障害に関する教員研修について
質問者	中川委員：日本維新の会

発達障害をめぐっては、教員研修でも一定程度、内容に盛り込まれていると聞いているが、実際の現場は多様であるので、学校現場の声も聞きながら、より効果的な内容に高めていってはどうかと考えるが、現状と今後の対応について、お聞かせ願いたい。

【回答】

委員お述べのとおり、文部科学省の調査では小中学校の通常学級に約6.5%、高等学校に約2.2%の割合で発達障害等の特別な支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があるとして示されている。こうした子どもたちが自立や社会参加に向けて充実した学校生活を送るためには、適切な指導と必要な支援が必要であると認識している。

そこで教育研究所では、「初任者研修」「中堅教諭等資質向上研修」「教員免許状更新講習」等の全校種の教職員を対象とした幅広い集合型の研修において、発達障害等への正しい理解やその対応の在り方について講座を実施している。

また、委員お述べのとおり、各校の実情に応じた研修を行うことが有効であることから、要請のあった学校等を訪問して実施する「訪問研修講座」や学校等のニーズに応じて研修内容を決定する「学校等支援事業」等を実施しているところ。平成29年度は特別支援教育に関連する「訪問研修講座」が20件、「学校等支援事業」は60件実施した。今後は、こうした研修を多くの学校等で活用いただけるよう、校長会や教育長会等で説明するなどしっかりと周知を図って参りたい。

(石井教育研究副所長)

研修の実施状況についてはよく理解できた。今後、当該学校と共に解決していただければいいがどうか。

【回答】  
当該学校に対してしっかりとフォローしていきたい。

(石井教育研究副所長)

項目	平城高校関係者から出された要望書について
質問者	中川委員：日本維新の会

教育委員会が受け取った11項目の要望について、今後どのように対応していくのか。

【回答】  
平城高校PTAから平成30年10月23日付けでいただいた要望について、11月26日に教育長及び関係課長等から直接回答をした。計画策定の経緯を改めて説明する要望については、今後、検討経緯を体系的に整理し、公表することとした。

在校生及び次年度入学生への支援については、生徒減に伴う教員減は避けられないものの、充実した学習指導、進路指導などを受けることができるよう、県教育委員会として体制を整備することを回答した。

移転に伴う改修工事等を在学中には行わないことや、現状の校舎や設備を安易に変更しないことなどの要望については、生徒への配慮を第一に、できるだけ要望の趣旨に答える方向で検討することとした。

地域との活動の継続、卒業生の教育実習の受け入れなどについては、協議会の設置や教育実習の受け入れについて早期に周知することなどを回答した。今後の高校再編については時間をかけて説明し、意見を出し合いながら解決策を考えていくとの要望については、積極的な意見聴取や検討状況の公表を行う旨お答えした。

(大西教育振興大綱推進課長)

11項目全てに一旦回答したということか。

【回答】  
現時点での回答を行った。今後も引き続き対応する。

(大西教育振興大綱推進課長)

今後も配慮をお願いします。

【要望】

項目	平城高校周辺の教育環境の保持について
質問者	中川委員：日本維新の会

平城高校の近隣の小・中学校や自治会など、周辺の教育環境は維持していただきたいと考えるがどうか。

【回答】  
平城高校と自治会はこれまでともに歩んでこられたと自治会長から直接話を伺った。実施計画には、自治会長の意向も具体的に示した。

奈良高校の移転後も自治会に安心して受け入れていただけるよう、校長と協議をしながら環境づくりをしてまいりたい。

(吉田教育長)

これまでの歴史を引き継げるよう十分配慮いただきたい。

【要望】

項目	クーラーの補助金について
質問者	阪口委員長：創生奈良

「公立小中学校空調設備設置緊急支援補助金」のスキームについて、国庫1/3、県補助6.7%ということは理解をしている。具体的には生駒市だと、今回国からの予算が3.1億円付いたと聞いている。生駒の例では、市町村の負担はどれくらいの額になるのか、決まっていない場合は、その進捗をお聞かせいただきたい。

【回答】

県の補助については、所管が市町村振興課であり、正確なことは申し上げられないが、普通教室への空調設置に関しては県の補助金が入る。その結果として市町村の負担は約2億円弱という試算をしている。

(中西学校支援課長)

項目 教員のワークライフバランスについて

質問者 阪口委員長：創生奈良

勤務時間が増加し、教員は多忙となっている。負担軽減をすることが重要であるが、どのように対応しようとしているのか。

【回答】

今年度県教委において、県立学校では、校務支援システムの導入による通知票作成など事務作業の効率化、また、本年5月に「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」を策定し、原則週2日の休養日等の徹底や部活動指導員等の充実による運動部活動の適正化に取り組むなど、教員の負担軽減を図っている。また、市町村においても、夏季休業中の8月13日～15日のお盆の期間中に学校閉庁日を設定するなどの取組を進めている。

本年の11月には、小中学校や県立学校の管理職をはじめ、市町村教育委員会事務局職員等を対象にした「教職員の働き方改革講演会」を開催し、学校現場での働き方改革の意識改革を醸成している。

先日、文部科学省中央教育審議会の特別部会において、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」の案が公表された。今後はガイドラインを参考に、市町村教育委員会とも連携しながら、勤務時間の上限設定等について検討するとともに、学校現場にまで浸透できるよう取り組んでまいりたい。

(香河教職員課長)

教員のゆとりを確保していただきたい。

【要望】

項目 教育委員会事務局職員の超過勤務の軽減について

質問者 阪口委員長：創生奈良

超過勤務の縮減について、どのように考えているのか。

【回答】

昨年の台風による災害以降かなり多忙になり、今年度は、高校再編や耐震化の問題もあった。過去からの経緯等もあり、今回、耐震化が急にクローズアップされ、多忙になっているのが現状であるが、できるだけ効率化を図りながら事務執行していきたいと考えている。

県庁全体で、超過勤務を減らす取組や効率的に業務を行う取組もすすめており、その中でいろいろなアイデアが出てきている。そういうアイデアを活用しながら、何とか効率的な事務執行に努めてまいりたい。

(塩見教育次長)

耐震化の問題は、過去のツケが現在に回ってきて、その結果、現在の職員の心身に負担がかかっていたら気の毒であるという気持ちから発言した。

## 文教くらし委員長報告

文教くらし委員会のご報告を申し上げます。

去る十二月五日、並びに十二月十日の本会議におきまして、文教くらし委員会に付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、十二月十二日に委員会を開催し、付託されました議案三件及び請願二件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に調査並びに審査を行いました。

まず、請願第十号「奈良県立高等学校の建物について、地震による影響から生徒や教職員等の関係者の生命及び身体を守るために万全を期すことを求める請願書」及び、請願第十一号「奈良県教育委員会において請願の審議を直ちに行うことなどを求める請願書」につきましては、起立採決の結果、いずれも賛成少数をもちまして不採択とすることに決しました。

なお、請願第十号につきましては、日本維新の会委員から、背景の一部に不正確な記述があるが、結論部分については請願者の思いを汲んで賛成するとの意見の開陳があり、他の委員からも賛成の意見がありました。

請願第十一号につきましては、日本維新の会委員から、背景については、教育委員の会議外での発言をめぐって請願者と理事者側に解釈の相違があるなど慎重に取り扱いたいが、結論部分については請願者の思いを汲むべきである

との理由から賛成する、また、公明党委員から、教育委員会陳情処理規程について、現在の県民目線から見て修正すべき必要があると考えることから、賛成するとの意見の開陳がありました。また、他の委員からも賛成の意見がありました。

次に、議第九十五号中・当委員会所管分につきましては、公明党委員から、県立高校耐震化等に要する多くの経費が計上されている中、特別職の期末手当の増額は看過できないとの理由により、反対であるとの意見の開陳があり、また他の委員からも反対意見がありましたことから、起立採決の結果、賛成多数をもって原案どおり可決することに決しました。また、議第百号、議第百二号につきましては、全会一致をもちまして、いずれも原案どおり可決することに決しました。

以上が、付託を受けました議案及び請願の調査並びに審査の経過と結果であります。

次に、当委員会所管に係る議会閉会中の審査事件につきましては、当面する諸問題のうち生活環境行政の充実、並びに学校教育及び社会教育の充実振興につきまして、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第百九条第八項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査できるよう議決されんことを望みまして、文教くらし委員会の委員長報告といたします。

何とぞ、議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。





